



岩倉市 男女共同参画基本計画

2021-2030

令和3年3月 岩倉市

はじめに

本市は、国の男女共同参画社会基本法制定に先立つ 1998 年（平成 10 年）に策定した「岩倉市女性行動計画」に続き、性別にかかわらず、市民一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮でき、生きやすい社会の実現をめざして 2011 年（平成 23 年）に「岩倉市男女共同参画基本計画 2011－2020」を策定し、2017 年（平成 29 年）には社会情勢を踏まえ、同計画の改定を行い、各種施策に取り組んできました。



国においては、男女共同参画社会の実現に向けて取組を進めることは、「男女」にとどまらず、年齢も、国籍も、性的指向・性自認（性同一性）に関する事なども含め、全ての人々が分け隔てられることなく当たり前存在し、生活することができ、幸福を感じられる社会の実現につながるという観点を踏まえ、新しい令和の時代を切り拓き、また、ポストコロナの「新しい日常」の基盤となることをめざして 2020 年（令和 2 年）に「第 5 次男女共同参画基本計画」が策定されました。

この度、本市においては、「岩倉市男女共同参画基本計画 2011－2020」の計画期間が満了することに伴い、取組を継承しつつ、社会情勢の変化を踏まえ、更なる男女共同参画社会の実現をめざして、「岩倉市男女共同参画基本計画 2021－2030」を作成しました。本市も少子高齢化が進み、人口の減少や地域社会の変化が予測される状況にあることから、職場・地域・家庭それぞれの場において能力を十分に発揮できる環境を整え、多様な人材が活躍することがより一層求められています。この計画の推進にあたっては、本市関係部門の横断的な連携とともに、市民、関係団体、事業所などの皆様とともに協働して活動していくことが不可欠です。今後とも皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、この計画の作成にあたり、ご尽力いただきました岩倉市男女共同参画基本計画推進委員会委員の皆様をはじめ、市民意識調査などを通じて貴重なご意見をお寄せいただきました多くの皆様に、心から厚くお礼申し上げます。

2021 年（令和 3 年）3 月

岩倉市長 久保田 桂朗

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 国、愛知県、岩倉市の取組.....	1
3 計画の期間.....	3
4 計画の位置付け.....	4
第2章 岩倉市の男女共同参画にかかる現状	5
1 統計データからみた市の現状.....	5
2 市民アンケート（市民意識調査）結果概要.....	12
第3章 計画の基本的な考え方と推進	23
1 計画の基本理念.....	23
2 計画の体系.....	24
3 施策の展開.....	26
基本目標1 男女が尊重しあう意識改革を進める（意識啓発の継続）	26
（1）人権の尊重	26
（2）男女共同参画社会に対する理解の促進	28
（3）男女共同参画社会に向けた市民活動への支援	30
基本目標2 多様なライフスタイルに対応した就業・雇用環境を形成する （就業・雇用環境づくり）	32
（1）多様な働き方の普及と就業能力の形成	32
（2）男女の均等な雇用機会と待遇の確保	33
（3）仕事と家庭が両立できる環境の整備	35
基本目標3 男女がともに参画する地域社会を形成する （地域活動環境づくり）	38
（1）政策や方針決定の場への参画の促進	38
（2）地域社会への参画の促進	39
（3）地域ネットワークによる地域活動環境づくり	42

基本目標4 多様な世帯の安心な暮らしを形成する（家庭生活環境づくり）	44
（1）多様なニーズに対応した子育ての支援	44
（2）高齢者の暮らしの支援	46
（3）生涯を通じた男女の健康づくりの支援	48
（4）多様な家庭への支援体制の整備	50
基本目標5 あらゆる暴力の防止に取り組む（暴力のない環境づくり）	52
（1）女性・子ども・高齢者などに対する暴力の根絶	52
（2）あらゆるハラスメント防止の啓発	54
4 計画の推進にあたって	55

資料編 56

1 用語解説	56
2 成果指標一覧表	61
3 男女共同参画を取り巻く社会の状況	63
4 計画策定の経緯	67
5 岩倉市男女共同参画基本計画推進委員会委員名簿	68



1 計画策定の趣旨

1999年（平成11年）に施行された「男女共同参画社会基本法」では、男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義されています。

本市では、「岩倉市男女共同参画基本計画 2011-2020」を策定し、第4次岩倉市総合計画の改定後の2017年（平成29年）に見直しを行い、男女共同参画社会の実現に向けて、施策に取り組んできました。

2020年度（令和2年度）に「岩倉市男女共同参画基本計画 2011-2020」の計画期間が終了することから、これまでの成果と今後の社会情勢の変化などを踏まえ、新たに「岩倉市男女共同参画基本計画 2021-2030」を策定します。

2 国、愛知県、岩倉市の取組

（1）国の動き

1975年（昭和50年）に国際婦人年世界会議で「世界行動計画」が採択されたことを踏まえ、国は、1977年（昭和52年）に「国内行動計画」を策定し、順次、男女共同参画に関する法律などの整備を進めてきました。

1999年（平成11年）には「男女共同参画社会基本法」が施行されました。この法律では男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国における最重要課題として位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会を形成するための施策を推進することが重要であるとしています。この法律に基づき、2000年（平成12年）には「男女共同参画基本計画」を、その後、5年ごとに基本計画が策定されています。2020年（令和2年）に「第5次男女共同参画基本計画」が閣議決定され、この計画においては、めざすべき男女共同参画社会の形成の促進を図るため、4つの社会、①男女が個性と能力を発揮できる多様性に富んだ社会、②男女の人権が尊重される社会、③仕事と生活の調和が図られた社会、④国際的な評価を得られる社会が改めて提示されています。

(2) 県の動き

愛知県では、1978年（昭和53年）に「愛知県地方計画・推進計画'78～'80」に婦人の項目を設けて以来、1989年（平成元年）に「あいち女性プラン」、1997年（平成9年）に「あいち男女共同参画2000年プラン」を作成し、男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めてきました。

その後、国における「男女共同参画社会基本法」と「男女共同参画基本計画」に基づき、2001年（平成13年）に「あいち男女共同参画プラン21」が策定され、約5年をめぐりに見直しや新規プランの策定が行われてきました。また、2002年（平成14年）には、男女共同参画社会の実現に向けた県と県民、事業者の取組の基本的な方向を明らかにした「愛知県男女共同参画推進条例」を施行し、総合的かつ計画的に施策が推進されてきました。

2015年（平成27年）に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が成立し、社会全体で女性の活躍に向けた動きが拡大してきたことを受け、2016年（平成28年）に「あいち男女共同参画プラン2020」を策定しました。2019年（令和元年）、愛知県は「SDGs未来都市」に選定され、「人が輝き、女性や高齢者、障がいのある人など、すべての人が活躍する愛知」をめざしています。2021年（令和3年）、「あいち男女共同参画プラン2025～すべての人が生涯輝く、多様性に富んだ社会をめざして～」を策定しました。これまでの固定的な性別役割分担意識の残存、男女の地位の不平等感、女性の環境の未整備、女性に対する暴力や性犯罪の多発に加え、新型コロナウイルス感染症拡大により顕在化した、女性に関する諸問題への対応が現状と課題としてあげられています。重点目標として、男女共同参画社会に向けての意識改革、あらゆる分野における女性の活躍促進、安心して暮らせる社会づくりを掲げ、施策に取り組んでいます。

(3) 岩倉市の動き

本市における男女共同参画事業は、1977年（昭和52年）に公民館講座で開講された婦人学級として始まりました。当初は料理や趣味の講座が主流でしたが、男女雇用機会均等法成立の前年頃から、「男は仕事・女は家庭」という性別役割分担意識是正の啓発とともに、婦人問題学習や職業生活準備セミナーなどが開かれるようになりました。そして婦人学級も単なる公民館講座から、市民と行政が協働で行う自主企画・自主運営の方法がとられるようになりました。このように積極的に参画する女性たちによって「婦人学級からの提言」、市長との懇談会、「女性の生活実態と意識に関する調査」などを行い、「生涯学習フォーラム」、「岩倉女性フォーラム」なども開催してきました。1992年（平成4年）から婦人学級は女性サロンに、さらに2000年（平成12年）からは男女共同参画セミナーに改称し、現在も自主企画により取り組んでいます。

このように市民と行政が協働し、男女共同参画事業に取り組んでいくなかで、1993年（平成5年）、「岩倉市女性問題懇話会」が設置され、「岩倉市女性行政施策への提言書—21世

紀に向けて男女共同参画型社会の実現を一」をまとめ、それまでの本市の女性行政施策の集大成として、その後の指針の第一歩となりました。

この提言を受け、第二次の「岩倉市女性問題懇話会」が設置され、1997年度（平成9年度）、「いわくら女性プラン 21・岩倉市女性行動計画」が策定されました。このプランの期間が2010年度（平成22年度）までであったため、2007年（平成19年）、「岩倉市男女共同参画懇話会」が設置され、「岩倉市男女共同参画基本計画 2011-2020」を策定し、おおむね中間年である2016年度（平成28年度）に見直し、「岩倉市男女共同参画基本計画一改訂版 2017-2020」を策定しました。

本計画はこのような経緯を踏まえ、さらに取組を推進するため、2020年度（令和2年度）、「岩倉市男女共同参画基本計画推進委員会」が設置され、「男女共同参画基本計画 2021-2030」を策定することとなりました。

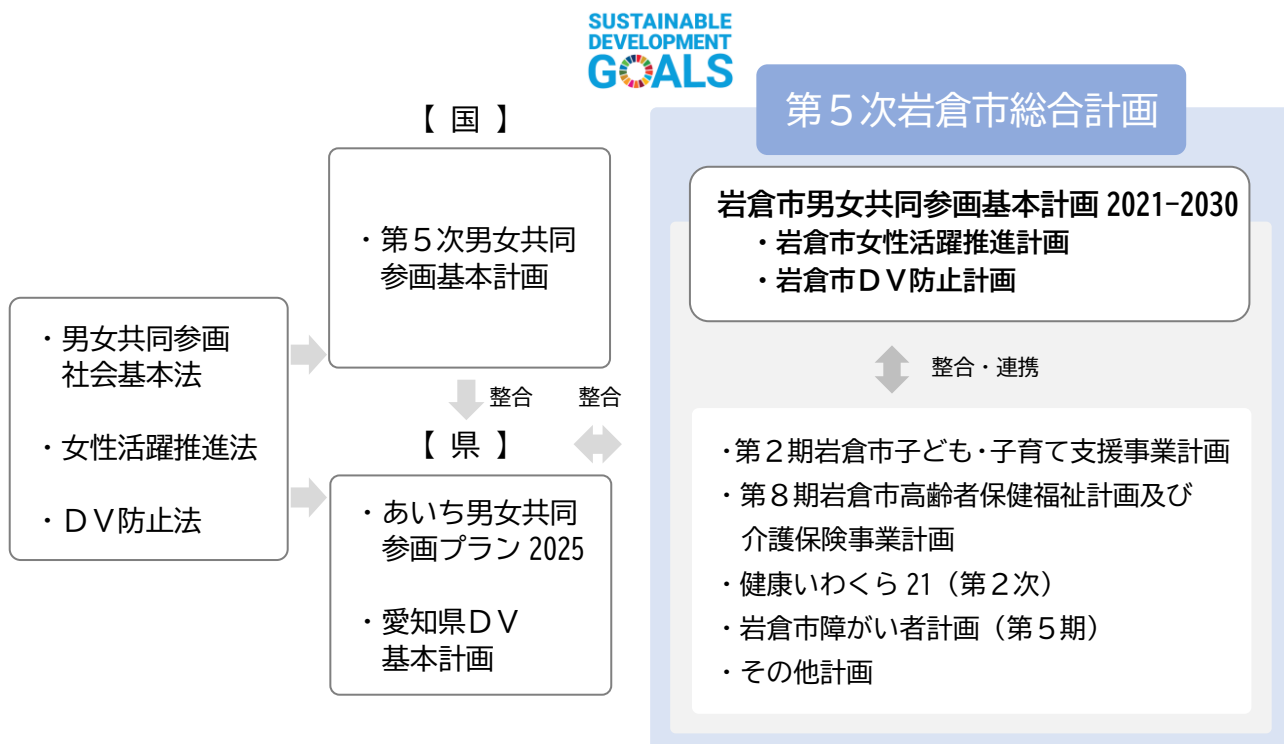
3 計画の期間

本計画の計画期間は、2021年度（令和3年度）から2030年度（令和12年度）までの10か年とし、社会・経済情勢の変化やプランの進捗状況などを勘案し、おおむね5年をめぐり見直しを行うものとします。

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度

4 計画の位置付け

- 本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」として位置付けられます。
- 本計画は、国の「第5次男女共同参画基本計画」や県の「あいち男女共同参画プラン2025」を勘案するとともに、本市の上位計画である「第5次岩倉市総合計画」の個別計画として位置付け、国際社会共通の目標である「SDGs」（持続可能な開発目標）を常に念頭に置きながら、他分野の関連計画との整合性を図っていきます。
- 本計画の一部は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下女性活躍推進法）第6条第2項に基づく「市町村推進計画」としても位置付けられます。
- 本計画の一部は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下DV防止法）第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」としても位置付けられます。

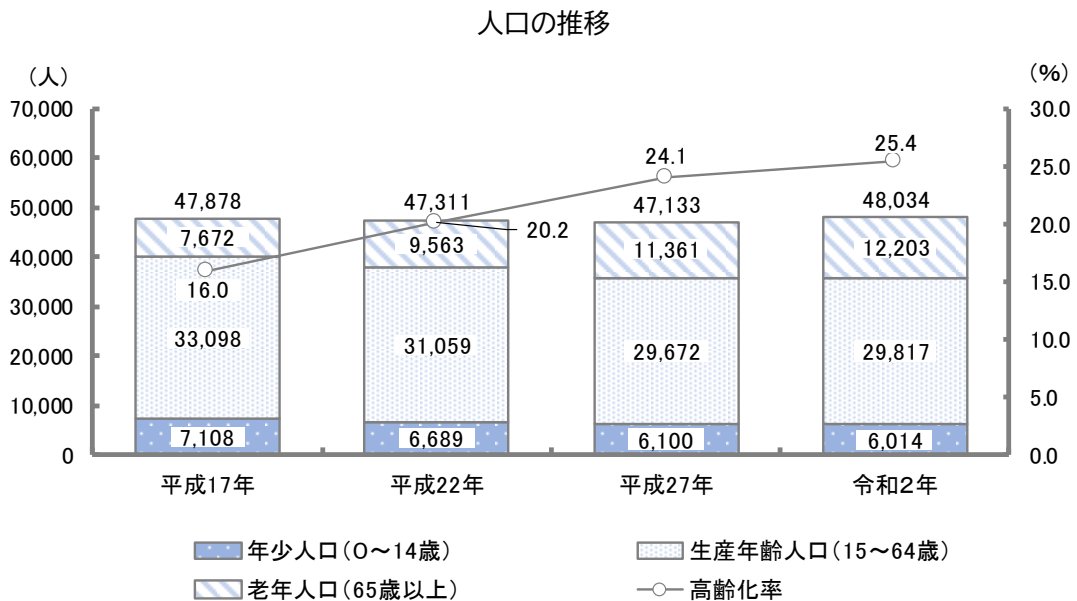


1 統計データから見た市の現状

(1) 人口の状況

① 人口の推移

人口の推移をみると、総人口は2015年（平成27年）より増加しており、2020年（令和2年）で48,034人となっています。また、年齢3区分別人口構成の推移をみると、0～14歳は減少しているのに対し、65歳以上は増加しており、総人口における65歳以上の人口が占める割合を示す高齢化率は令和2年で25.4%となっています。

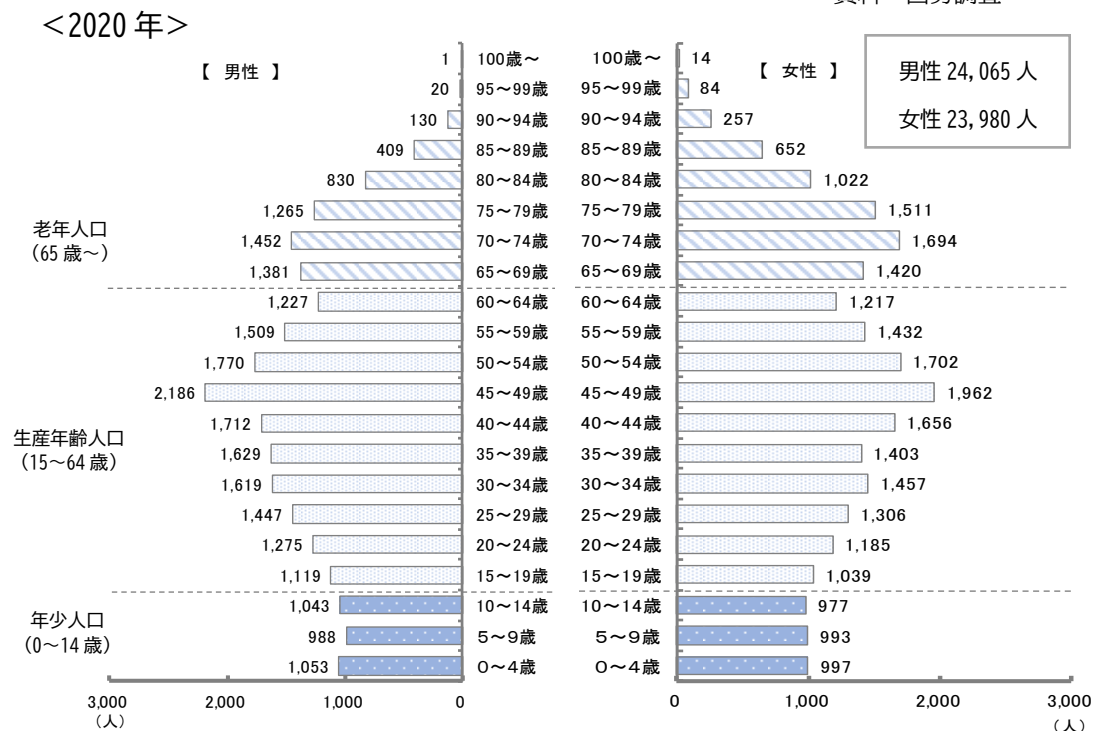
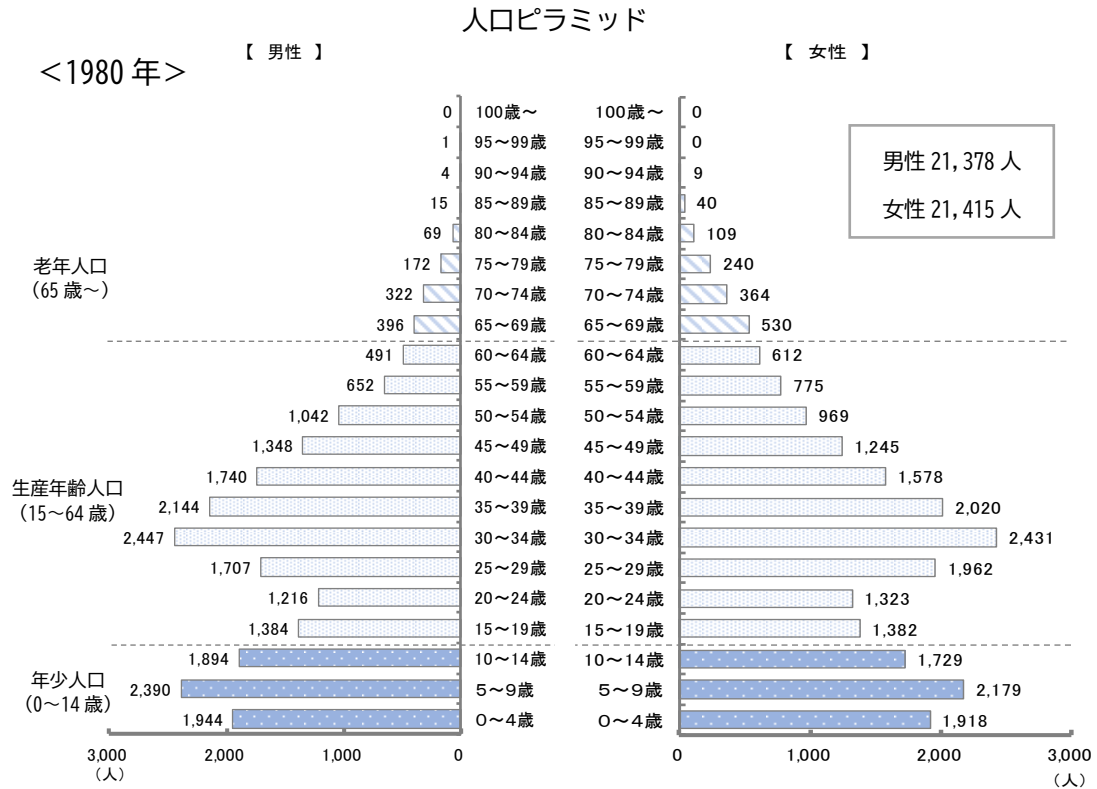


資料：平成17～27年は国勢調査、令和2年は住民基本台帳（10月1日時点）
※年齢不詳は除外。

② 性別・年齢別人口の推移（人口ピラミッド）

1980年（昭和55年）の国勢調査による人口ピラミッドでは、団塊の世代と団塊ジュニア世代が突出した人口構造となっています。

しかし、2020年（令和2年）の人口ピラミッドでは、少子高齢化が進んでいることがわかります。

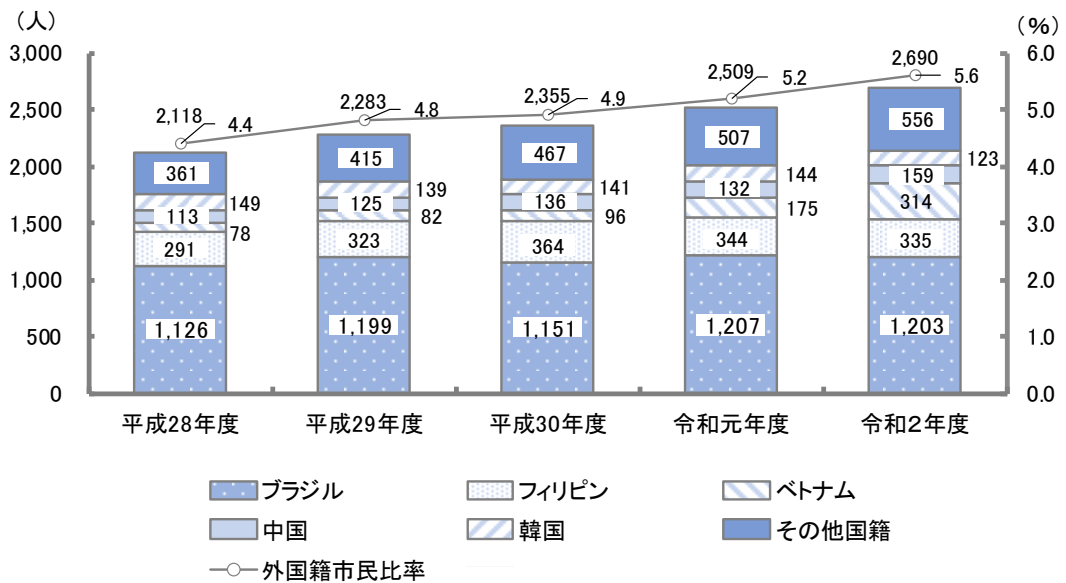


③ 国籍別の外国籍市民の人口の推移

外国籍市民の人口の推移をみると、2016年度（平成28年度）以降増加傾向にあり、2020年度（令和2年度）で2,690人となっています。また、総人口に占める外国籍市民の割合は、2020年度（令和2年度）で5.6%となっています。

令和2年度では39の国の出身者が住んでおり、最も多いのがブラジル国籍で1,203人、次いでフィリピン国籍335人、ベトナム国籍314人です。ベトナム国籍の市民は、平成28年度から236人増加し、約4倍となっています。

国籍別の外国籍市民の人口の推移



資料：住民基本台帳（各年度4月1日時点）

令和2年度国籍別人口上位10

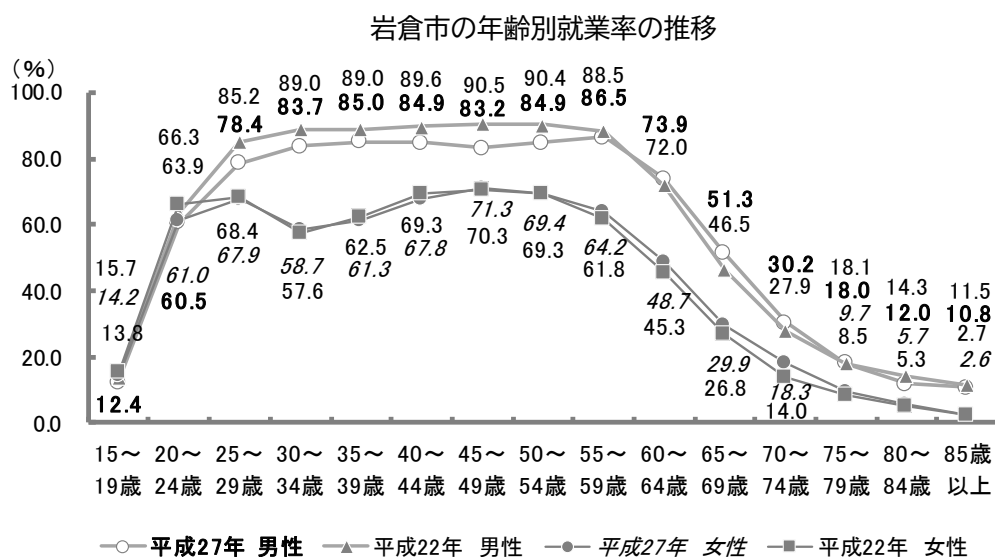
国籍	人数	国籍	人数	国籍	人数	国籍	人数
ブラジル	1,203	中国	159	ペルー	115	インドネシア	26
フィリピン	335	韓国	123	ネパール	91	その他 (29か国)	126
ベトナム	314	パキスタン	120	トルコ	78	合計	2,690

資料：住民基本台帳（令和2年4月1日時点）

(2) 就業の状況

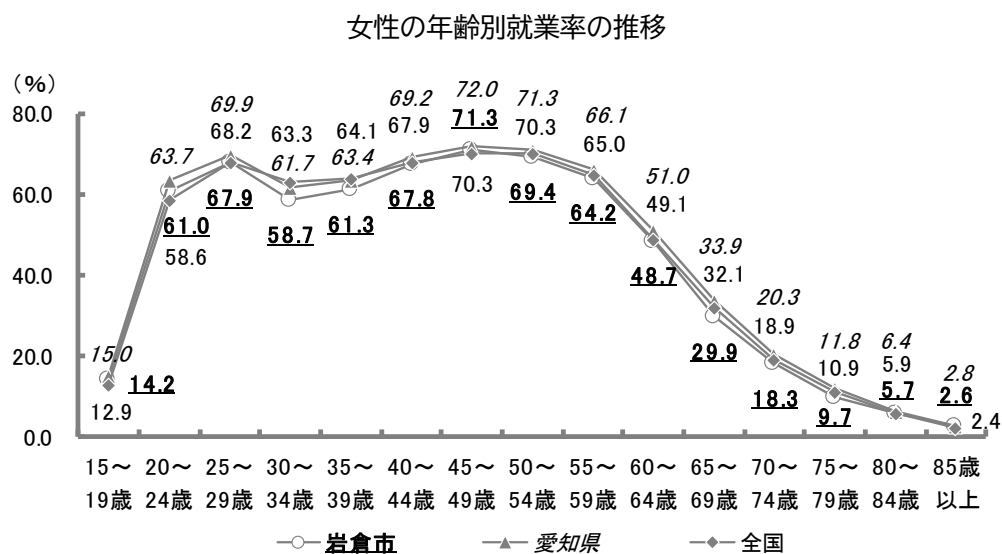
① 年齢別就業率の推移

男性の年齢別就業率は、台形を描くのに対し、女性の年齢別就業率は、出産・育児期に落ち込み、再び増加するM字カーブを描いています。落ち込みの大きい30～34歳の就業率は平成22年に比べ2015年（平成27年）でわずかに上昇していますが、大きな差異は見られません。



② 女性の年齢別就業率の推移（国、県比較）

本市の2015年（平成27年）の女性の年齢別就業率を全国、愛知県と比較すると、各年齢層で低くなっています。特に30～39歳において、顕著になっています。

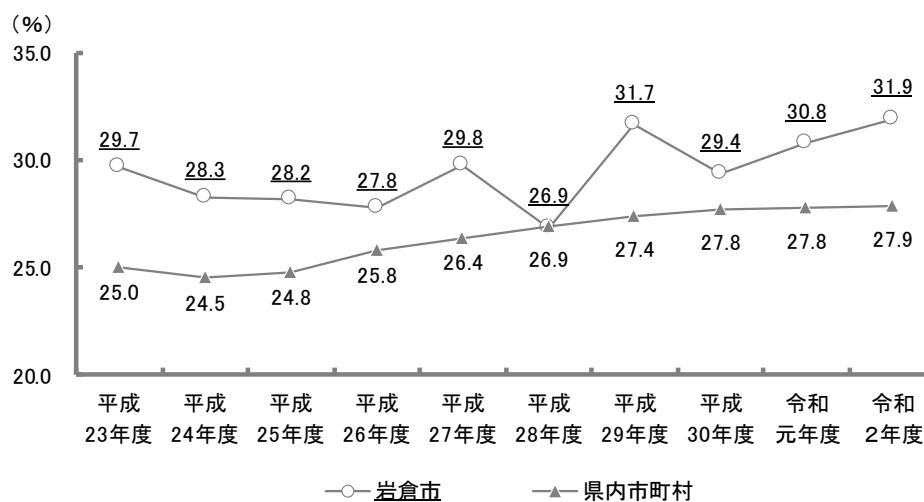


(3) 女性の参画状況

① 審議会などにおける女性委員比率の推移

審議会などにおける女性委員比率の推移をみると、2018年度（平成30年度）以降、増加傾向にあり、2020年度（令和2年度）で31.9%となっています。また、県内市町村と比較すると、平成28年度を除き、高い傾向にあります。

審議会などにおける女性委員比率の推移

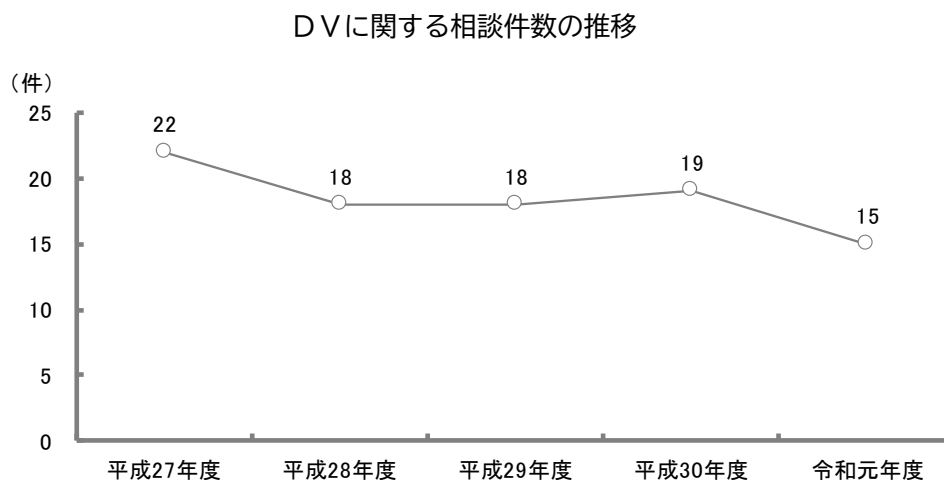


資料：あいちの男女共同参画（各年度4月1日時点）



(4) DVに関する相談件数の推移

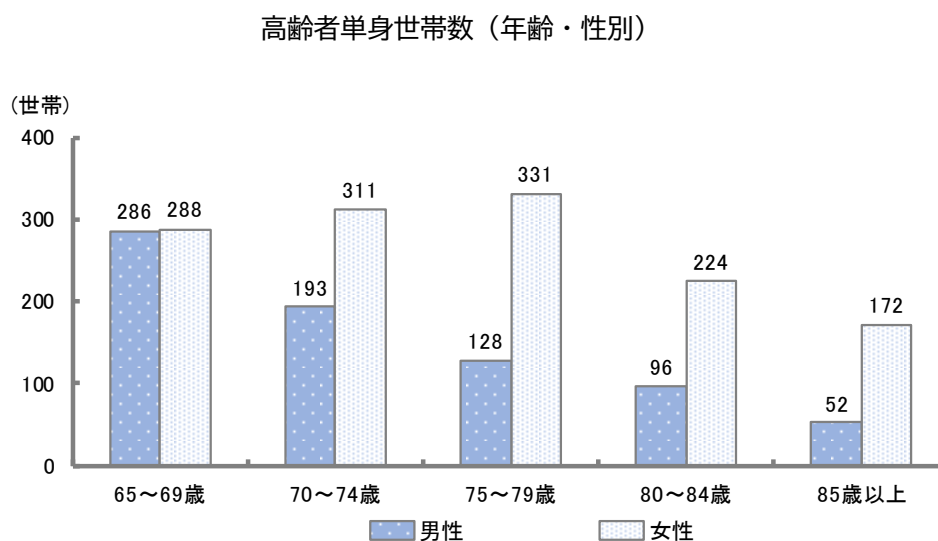
DVに関する相談件数の推移をみると、2015年度（平成27年度）以降減少傾向にあり、2019年度（令和元年度）では、15件となっています。



資料：庁内資料

(5) 高齢者単身世帯数（年齢・性別）

高齢者単身世帯数（年齢・男女別）をみると、65～69歳では男女の差はありませんが、年齢が上がるにつれ、男女の差が広がっています。特に70代後半以降において、女性の単身世帯数が多くなっています。



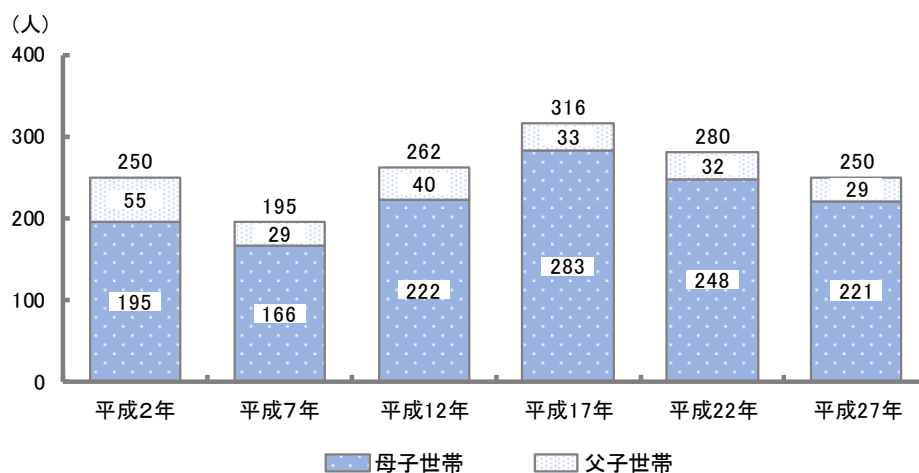
資料：平成27年国勢調査

(6) その他

① ひとり親世帯数の推移

ひとり親世帯数の推移をみると、父子世帯は、2000年（平成12年）以降は減少傾向にあり、2015年（平成27年）は29世帯となっています。母子世帯は、2005年（平成17年）をピークに減少し、2015年（平成27年）で221世帯となっています。

ひとり親世帯数の推移



資料：国勢調査



2 市民アンケート（市民意識調査）結果概要

（1）市民アンケート調査の概要

①調査の目的

「岩倉市男女共同参画基本計画 2021-2030」策定の基礎資料として活用するため、市民アンケート調査を実施しました。

②調査の対象

岩倉市在住の満 18 歳以上の方、男性 1,000 人、女性 1,000 人を無作為抽出

③調査期間

2020 年（令和 2 年）8 月 13 日から 2020 年（令和 2 年）9 月 4 日まで

④調査方法

郵送による配布・回収

⑤回収状況

配布数	有効回答数	有効回答率
2,000 通	496 通 (男性 41.3%、女性 57.5%)	24.8%

(2) 市民アンケート調査結果

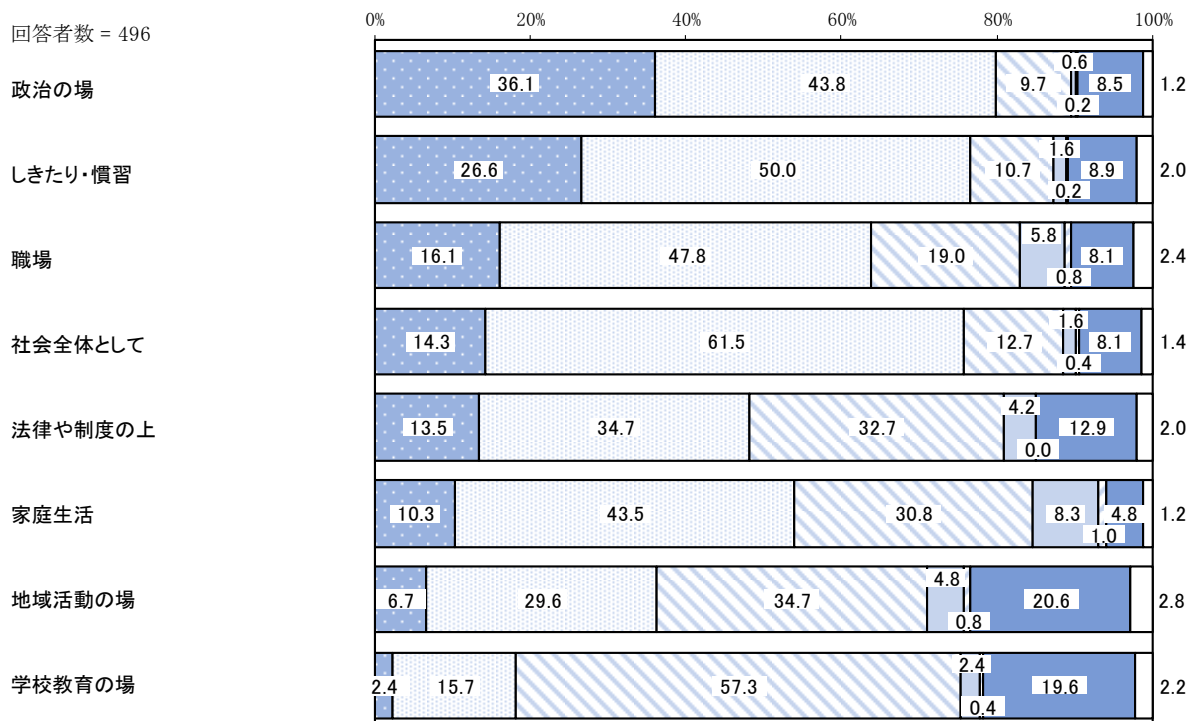
①男女共同参画意識について

男女の平等感について

『政治の場』『しきたり・慣習』『社会全体として』で「男性の方が非常に優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」をあわせた“男性優遇”の割合が高く、7割を超えています。

また、『学校教育の場』で「平等である」の割合が高く、約6割となっています。

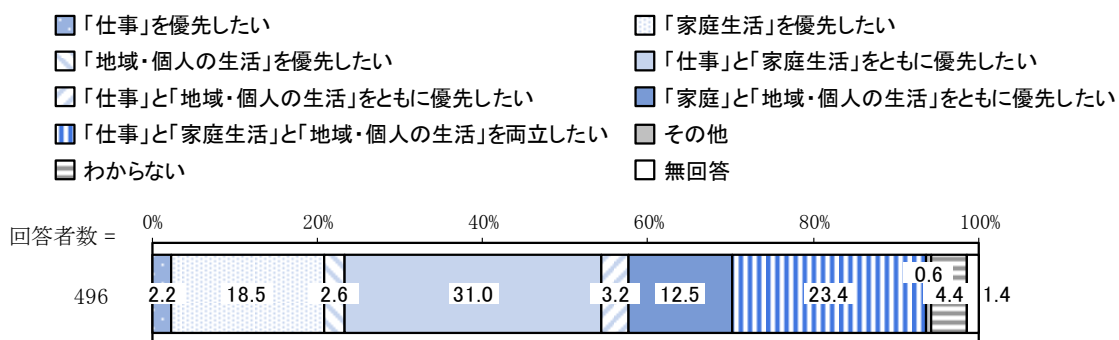
- 男性の方が非常に優遇されている
- どちらかといえば男性の方が優遇されている
- 平等である
- どちらかといえば女性の方が優遇されている
- 女性の方が非常に優遇されている
- わからない
- 無回答



②多様なライフスタイルについて

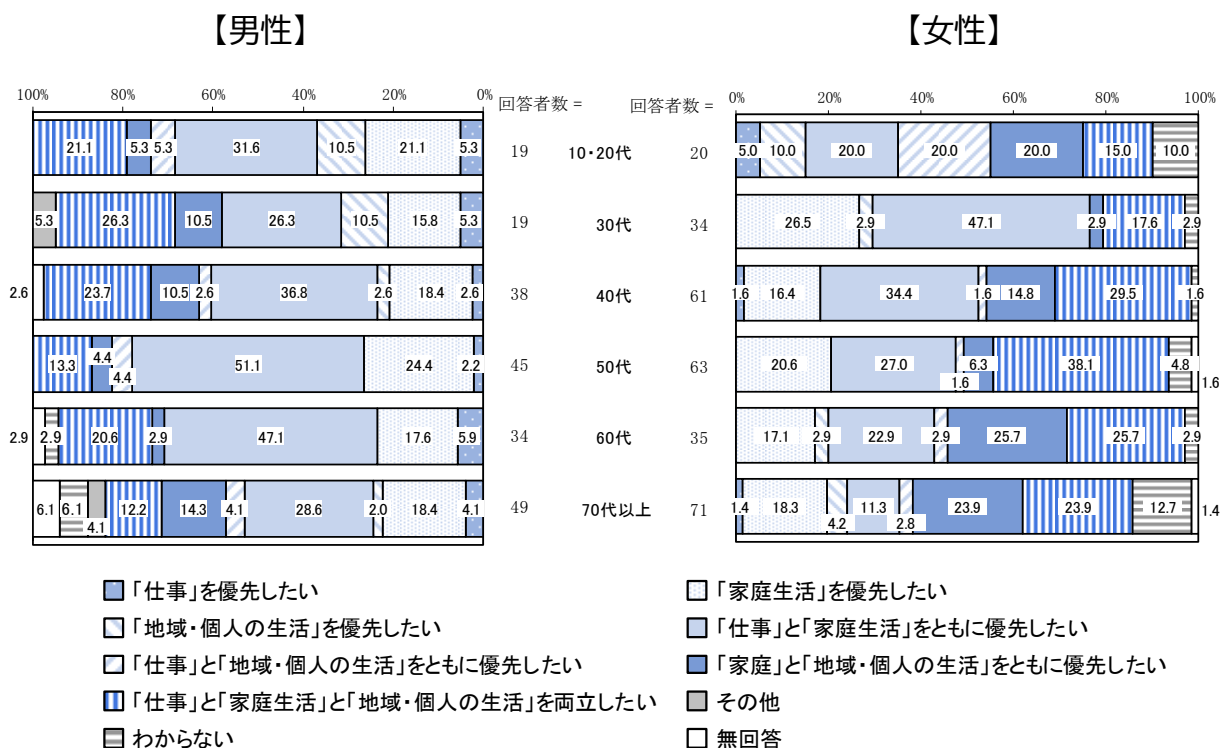
ア 生活の中での「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」の優先度（希望）

『仕事』と『家庭生活』をともに優先したい」の割合が31.0%と最も高く、次いで『仕事』と『家庭生活』と『地域・個人の生活』を両立したい」の割合が23.4%、『家庭生活』を優先したい」の割合が18.5%となっています。



《性・年齢別》

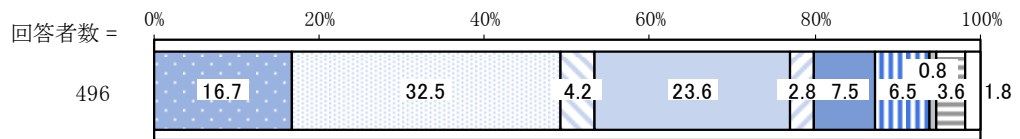
性・年齢別でみると、男性の50代、60代、女性の30代は他に比べ、『仕事』と『家庭生活』をともに優先したい」の割合が高く、約5割となっています。



イ 生活の中での「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」の優先度（現状）

『家庭生活』を優先している」の割合が32.5%と最も高く、次いで『仕事』と『家庭生活』をともに優先している」の割合が23.6%、『仕事』を優先している」の割合が16.7%となっています。

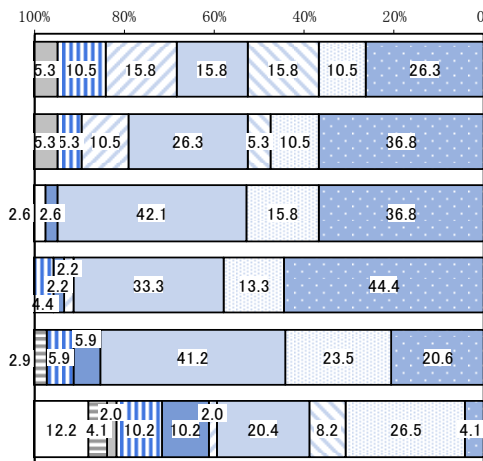
- 「仕事」を優先している
- 「家庭生活」を優先している
- 「地域・個人の生活」を優先している
- 「仕事」と「家庭生活」をともに優先している
- 「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先したい
- 「家庭」と「地域・個人の生活」をともに優先している
- 「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」を両立している
- その他
- わからない
- 無回答



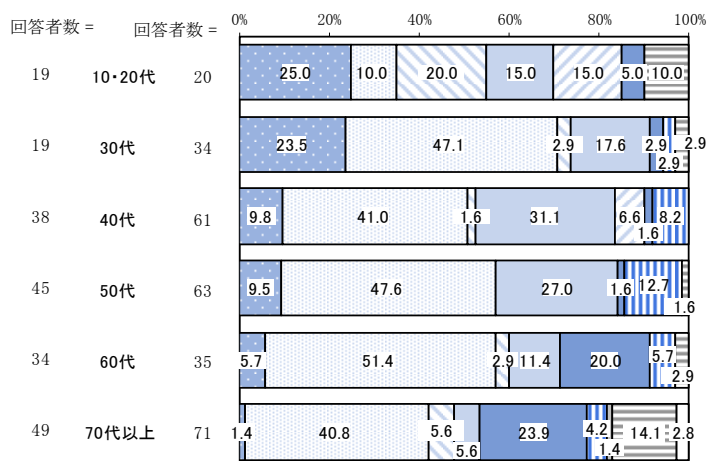
≪性・年齢別≫

性・年齢別でみると、女性の30代、50代、60代は他に比べ、『家庭生活』を優先している」の割合が高く、約5割となっています。また、男性では、50代まで『仕事』を優先している」の割合が増加し、60代から急激にその割合は減少しています。

【男性】



【女性】

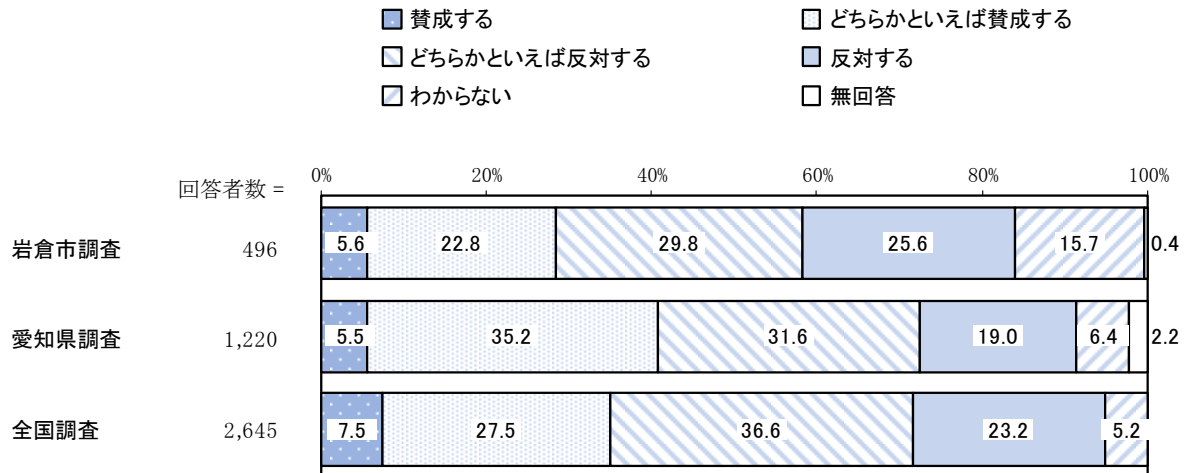


- 「仕事」を優先している
- 「家庭生活」を優先している
- 「地域・個人の生活」を優先している
- 「仕事」と「家庭生活」をともに優先している
- 「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先している
- 「家庭」と「地域・個人の生活」をともに優先している
- 「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」を両立している
- その他
- わからない
- 無回答

ウ 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方について

【愛知県調査・全国調査との比較】

全国調査、愛知県調査と比較すると、「賛成する」と「どちらかといえば賛成する」をあわせた“賛成する”の割合が低くなっています。



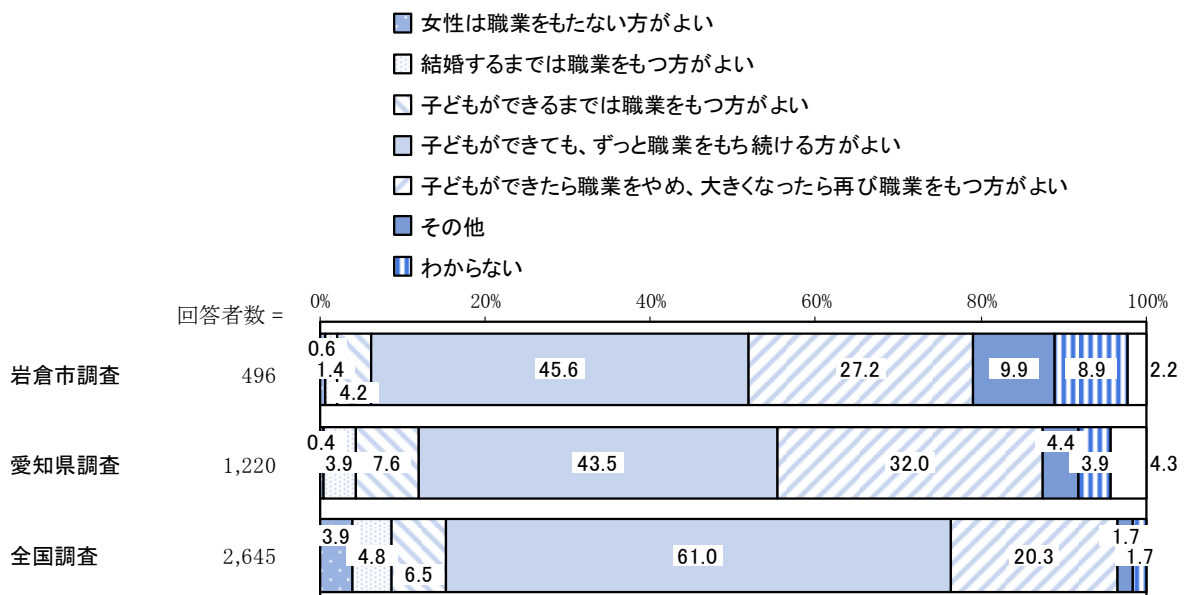
岩倉市調査：岩倉市男女共同参画に関する市民アンケート（令和2年）
 愛知県調査：愛知県「男女共同参画意識に関する調査」（令和元年）
 全国調査：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」（令和元年）
 （以下同様）

エ 女性の働き方についての考え方

【愛知県調査・全国調査との比較】

愛知県調査と比較すると、大きな差異はみられません。

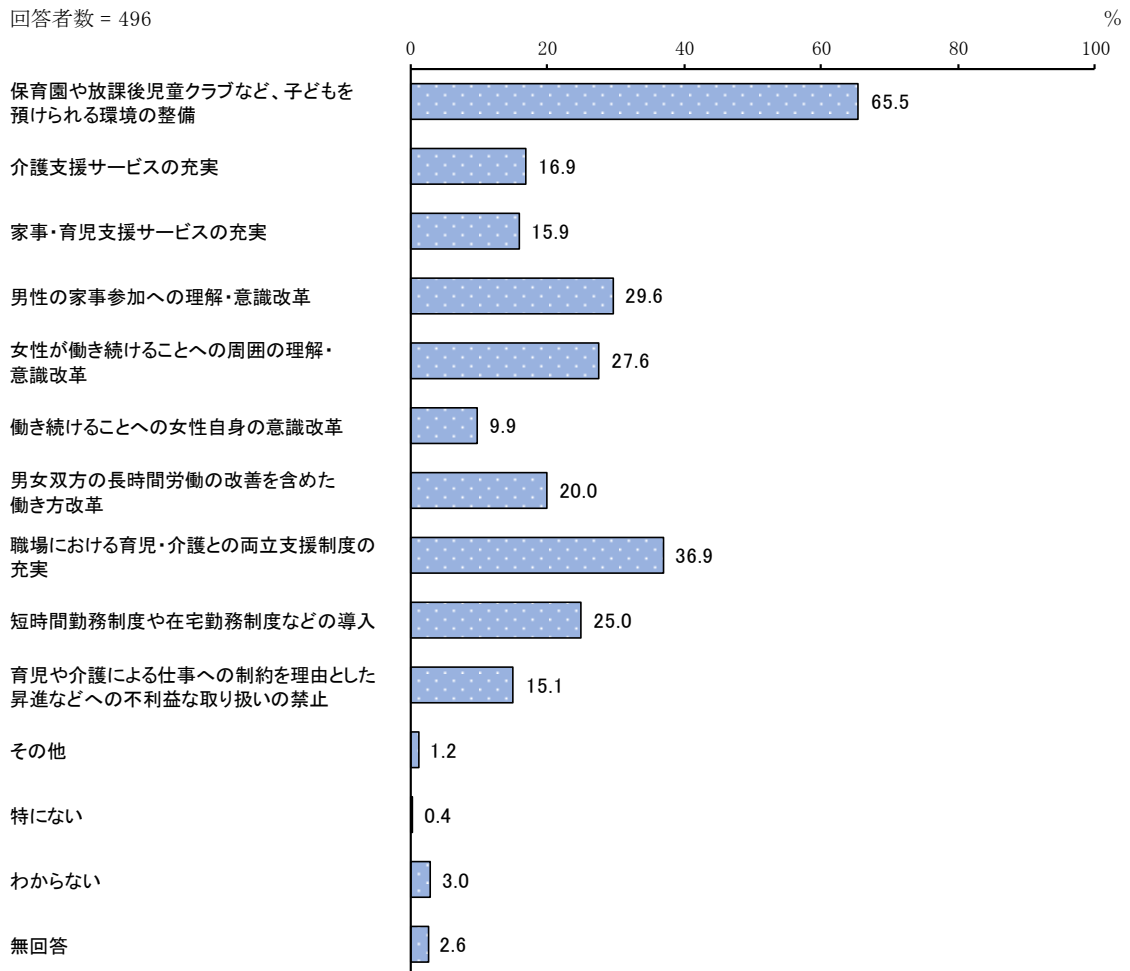
全国調査と比較すると、「子どもができて、ずっと職業をもち続ける方がよい」割合が低く、「子どもができたなら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい」の割合が高くなっています。



オ 出産後も、同じ職場に復職し、働き続けるために、家庭・社会・職場において必要なこと

「保育園や放課後児童クラブなど、子どもを預けられる環境の整備」の割合が65.5%と最も高く、次いで「職場における育児・介護との両立支援制度の充実」の割合が36.9%、「男性の家事参加への理解・意識改革」の割合が29.6%となっています。

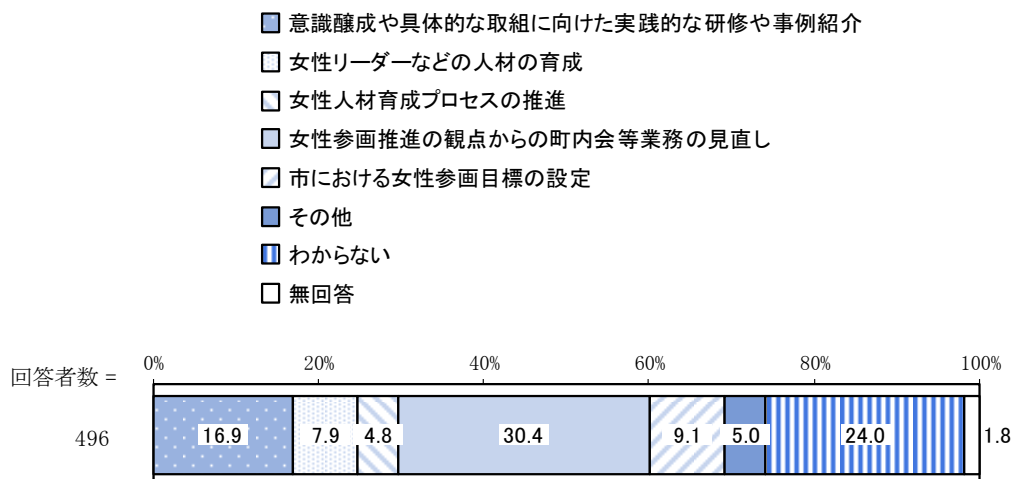
回答者数 = 496



③地域社会における男女共同参画について

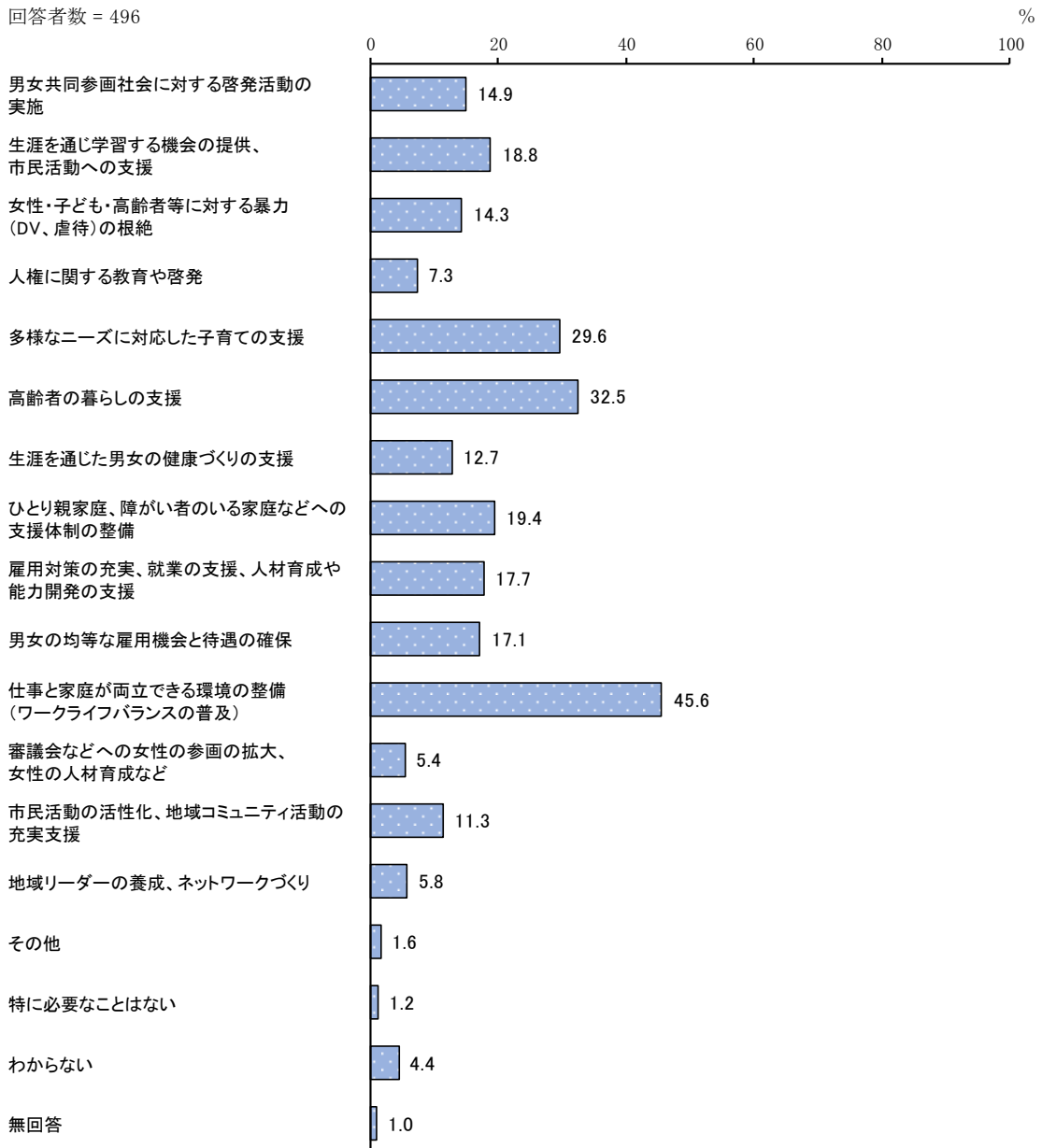
ア 町内会などにおいて女性が活躍するために必要なこと

「女性参画推進の観点からの町内会等業務の見直し」の割合が30.4%と最も高く、次いで「意識醸成や具体的な取組に向けた実践的な研修や事例紹介」の割合が16.9%となっています。



イ 男女共同参画社会の実現に向け、今後力を入れていくべき施策の分野について

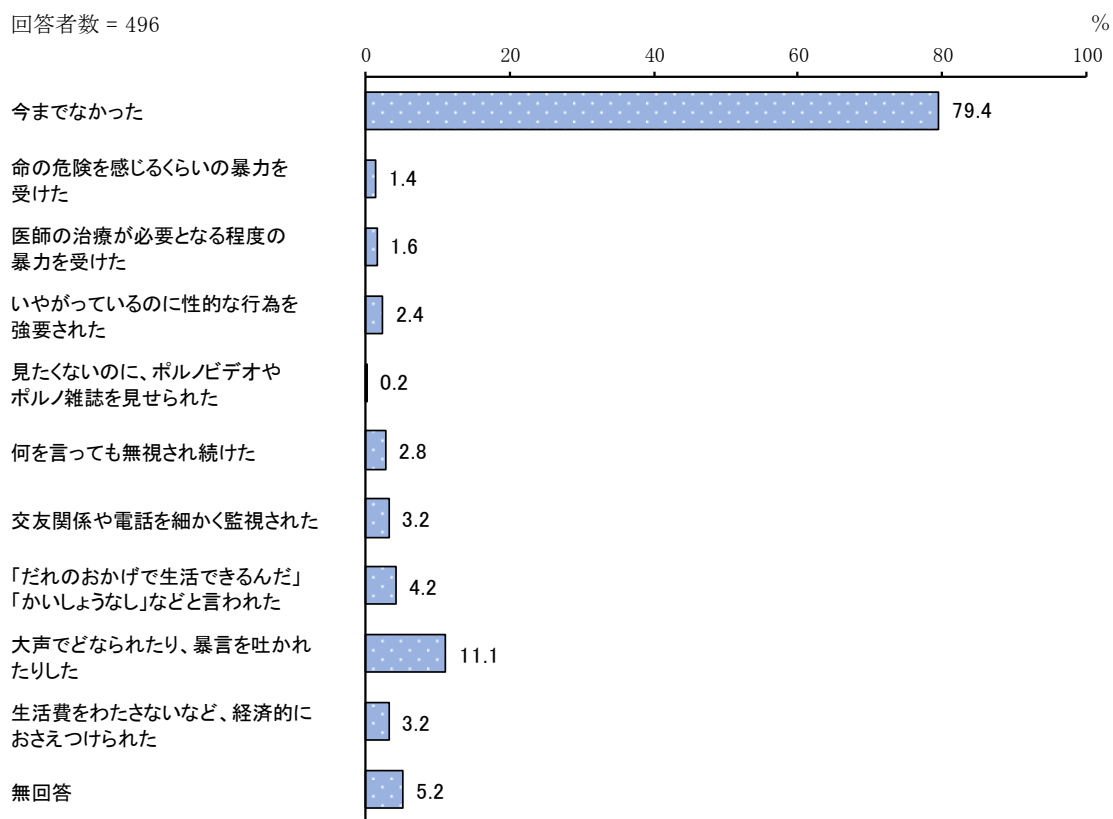
「仕事と家庭が両立できる環境の整備（ワークライフバランスの普及）」の割合が45.6%と最も高く、次いで「高齢者の暮らしの支援」の割合が32.5%、「多様なニーズに対応した子育ての支援」の割合が29.6%となっています。



④あらゆる暴力の防止について

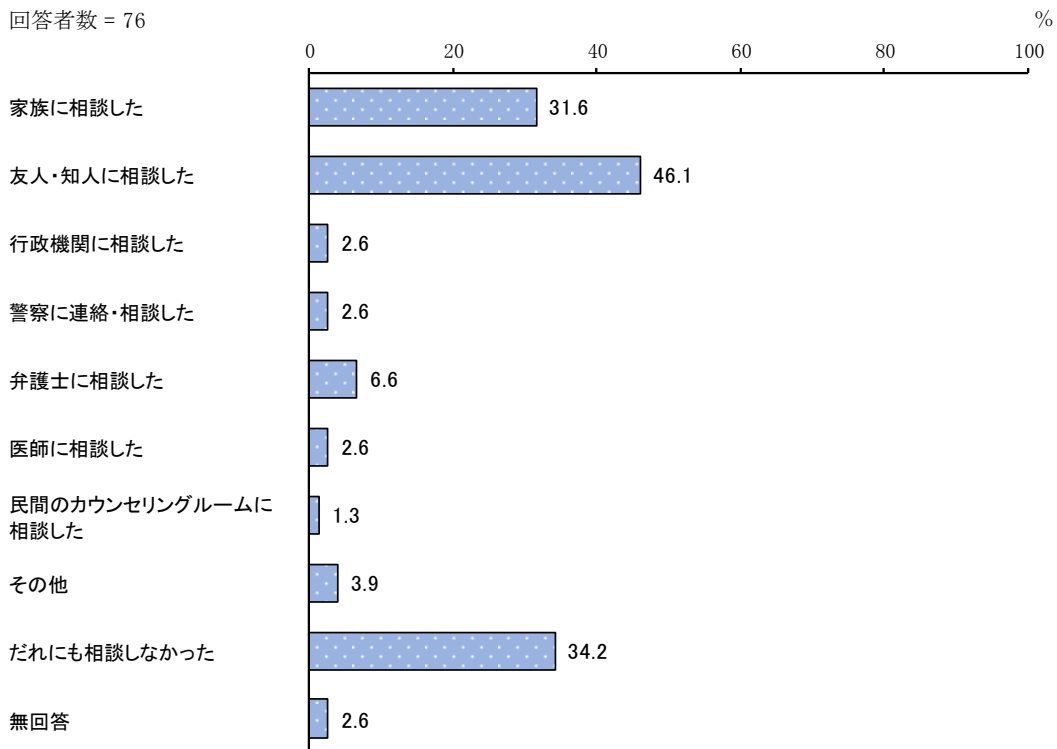
ア 配偶者や交際相手からどのような行為を受けた経験があるか

「今までなかった」の割合が 79.4%と最も高く、次いで「大声でどなられたり、暴言を吐かれたりした」の割合が 11.1%となっています。



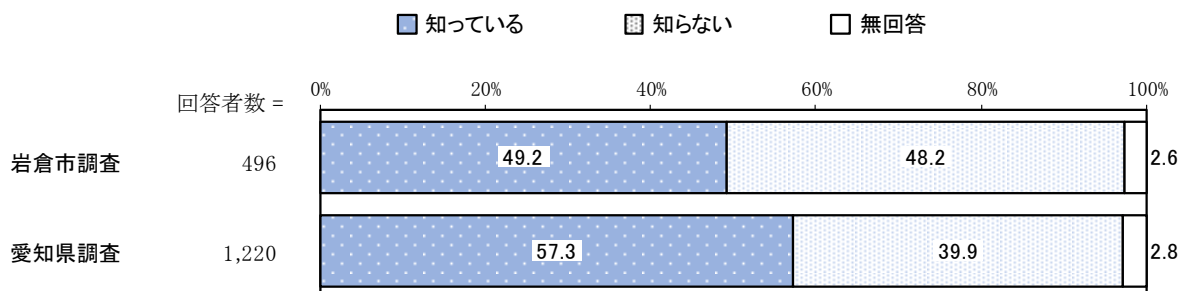
イ 暴力などの相談状況

「友人・知人に相談した」の割合が46.1%と最も高く、次いで「だれにも相談しなかった」の割合が34.2%、「家族に相談した」の割合が31.6%となっています。



ウ 相談窓口の認知度

「知っている」の割合が49.2%、「知らない」の割合が48.2%となっています。愛知県調査と比較すると、「知っている」の割合が低くなっています。

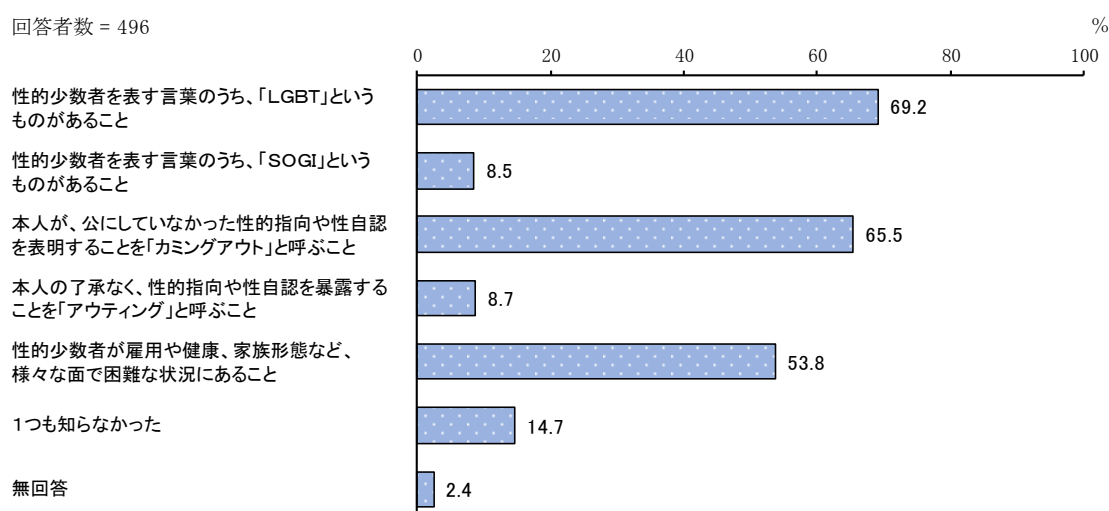


⑤性的少数者について

ア 性的少数者についての用語などの認知度

「性的少数者を表す言葉のうち、『LGBT』というものがあること」の割合が69.2%と最も高く、次いで「本人が、公にしていなかった性的指向や性自認を表明することを『カミングアウト』と呼ぶこと」の割合が65.5%、「性的少数者が雇用や健康、家族形態など、様々な面で困難な状況にあること」の割合が53.8%となっています。

回答者数 = 496

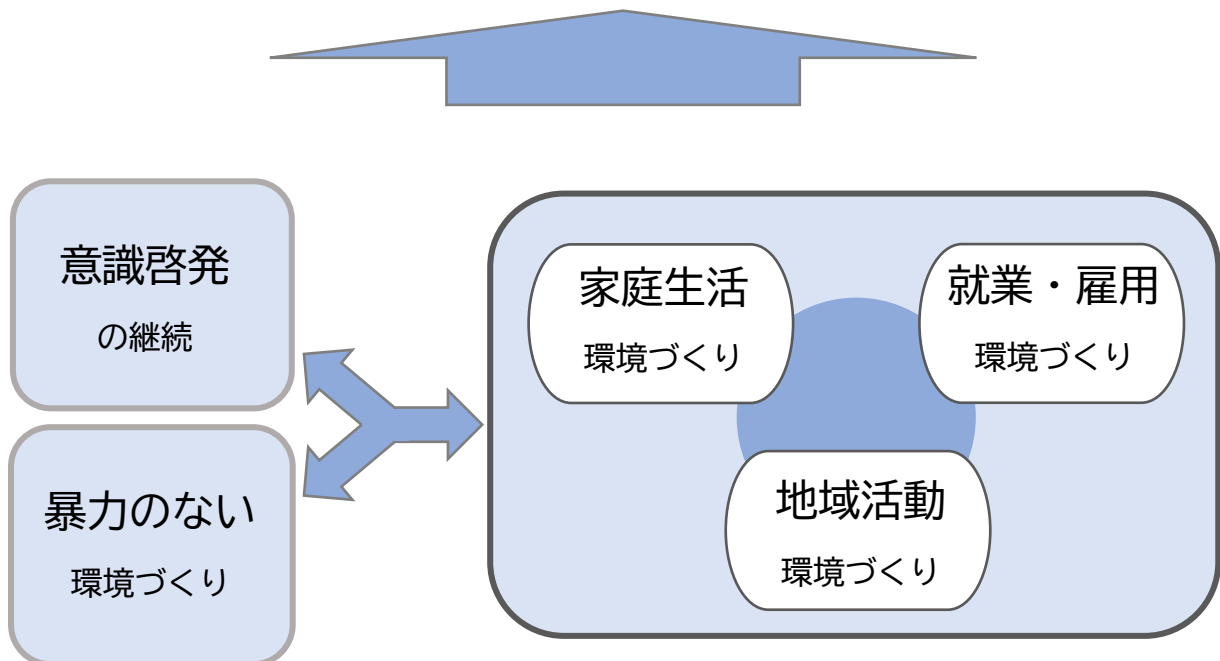


1 計画の基本理念

少子超高齢社会を迎え、家庭のあり方や個人の価値観の多様化など、社会経済情勢が大きく変化している中、男女が互いに個人を尊重しつつ、責任を分かち合い、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が求められています。

本市は「岩倉市男女共同参画基本計画 2011-2020」において「^{みんな}地域でともに支えあい、生活と仕事が調和するまち 岩倉」を基本理念として計画を推進してきました。これまでの歩みを尊重し、引き続き同じ基本理念を掲げ、一人ひとりが多様な生き方を実現できる社会の実現をめざします。

^{みんな}地域でともに支えあい、
生活と仕事が調和するまち 岩倉



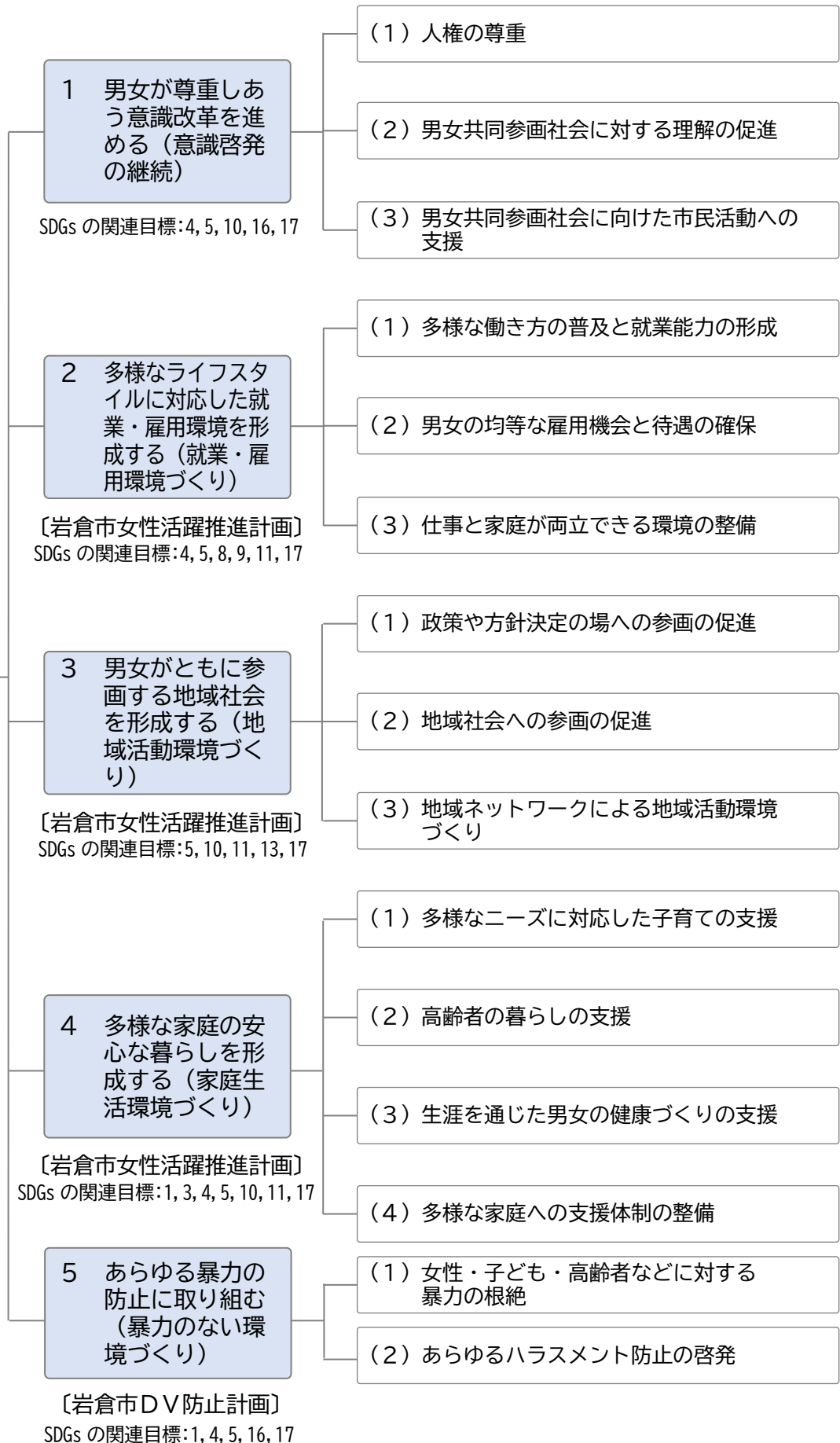
2 計画の体系

[基本理念]

[基本目標]

[施策の方向性]

みんな
 地域でともに支えあい、生活と仕事が調和するまち 岩倉



[取り組むべき施策]

[ページ数]

①人権に関する教育・啓発	27
②ハラスメント防止の啓発	
③国際理解の促進と多文化共生社会の実現に向けた啓発	
④性的少数者への理解促進	
⑤人権を尊重した表現の推進	
①啓発活動の推進	29
②学校教育を通じた男女共同参画社会への理解	
①生涯を通じた学習機会の提供	30
②地域における市民活動への支援	
①雇用対策の充実、就業・生活支援	32
②人材育成・能力開発の支援	
①労働環境の整備	34
②女性の就労環境改善に向けた普及・啓発・支援	
①ワーク・ライフ・バランスの普及や多様な働き方と暮らし方の促進	37
②家庭生活・地域活動における男女共同参画の促進	
③両立を支える支援の充実	
①審議会などへの女性の参画の拡大	38
②女性の人材育成と能力開発	
③市職員の能力の活用と職場環境の整備	
①地域コミュニティ活動の充実・支援	40
②市民活動・市民協働の活性化	
③地域における国際理解と多文化共生の推進	41
①地域リーダーの育成	42
②地域リーダーのネットワークづくり	
③子どもや若者の育成支援のためのネットワークづくり	
④防犯・防災活動や福祉・保健活動への参画の促進	
⑤環境活動への参画の促進	
①母子の健康づくりの支援	45
②子育て、子育て・親育ち支援	
③子どもを守る地域環境の整備	
①高齢者が安心して生活できる環境づくり	47
②高齢者を支える体制の充実と権利擁護	
①性差を踏まえた健康づくり	48
②不妊治療対策の推進	
③性感染症対策や性教育の推進	
④成人の健康づくりの支援	
⑤高齢者の健康・生きがいづくりの推進	49
⑥スポーツ活動の充実	
①ひとり親家庭への支援の充実	51
②障がい者の生活の安定と自立のための支援	
③複合的に困難な状況に置かれている家庭への相談・支援体制の充実	
①暴力の根絶に関する啓発活動の推進	53
②女性や若年層に対する性暴力やDVの根絶	
③児童虐待の防止・早期発見	
④高齢者虐待の防止・早期発見	
⑤多様な被害者への各種相談窓口や適切な支援の充実	
①職場におけるハラスメント防止の啓発	54
②教育の場におけるハラスメント防止の啓発	

3 施策の展開

基本目標 1 男女が尊重しあう意識改革を進める（意識啓発の継続）

関連する SDGs
17 の目標



(1) 人権の尊重

【現状と課題】

1999 年（平成 11 年）に男女共同参画社会基本法が制定され、男女が互いの人権を尊重し、性別による差別的な扱いを受けないこと、個人の尊厳が重んじられること、個人としての能力を発揮する機会が確保されることなどが明記されています。

人権が尊重される社会においては、あらゆる分野、あらゆる活動において男女平等に敏感な視点を持って臨むことが求められています。男性も女性も互いの人格を認め合い、互いを尊重しあうことに留まらず、あらゆるハラスメントを防止し、さらには、性的少数者や外国籍市民など、様々な人の人権に配慮した社会を実現できるよう人権意識の啓発が必要です。

本市では、「岩倉市男女共同参画基本計画 2011-2020」を策定し、「^{みんな}地域でともに支えあい、生活と仕事が調和するまち 岩倉」を基本理念に市民一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、男女共同参画社会の実現をめざしてきました。引き続き、一人ひとりが互いの人権を尊重し合い、多様な個性を認め合い、性別にかかわらず、誰もが自分らしく生きることができる社会を実現するための意識づくりを推進していきます。



【取り組むべき施策とその内容】

施策		内容	担当課
①	人権に関する教育・啓発	・幼少期から男女が健全な人間関係を築き、命の尊さ、互いの性を尊重する人権教育と、人権尊重の啓発活動に努めます。	市民窓口課 福祉課 学校教育課 子育て支援課
		・人権に関する相談に対応するため、関係機関と連携し、人権に関する情報収集や相談窓口の紹介に努めます。	秘書企画課 市民窓口課
②	ハラスメント防止の啓発	・社会のあらゆる組織や人間関係において発生しうるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメントなど各種ハラスメントの防止の啓発とともに、SNSを通じたいやがらせの防止の啓発に取り組みます。	秘書企画課 商工農政課 学校教育課
③	国際理解の促進と多文化共生社会の実現に向けた啓発	・国際理解を深めるとともに、多文化共生社会の実現に向けた啓発活動に努めます。	協働安全課
④	性的少数者への理解促進	・性の多様性及び性的マイノリティ（LGBT）に関する理解促進を図ります。	協働安全課
⑤	人権を尊重した表現の推進	・人権についての正しい理解を促すとともに、人権を侵害するような有害情報から女性や青少年を守るための啓発に取り組みます。	協働安全課 市民窓口課 生涯学習課

【現状と目標値】

成果指標	現状値	目標値	
	令和元年度	令和7年度	令和12年度
子ども条例を知っている市民の割合（％）	21.7(R2)	30	35
人権啓発研修会の参加者数（人）	54	60	70
ハラスメントに関する研修の実施数（回）	0	1	1
国際交流や外国人との共生に満足している市民の割合（％）	91.1(R2)	92.0	93.0
「LGBT」という用語の認知度（％）	69.2	75.0	80.0

(2) 男女共同参画社会に対する理解の促進

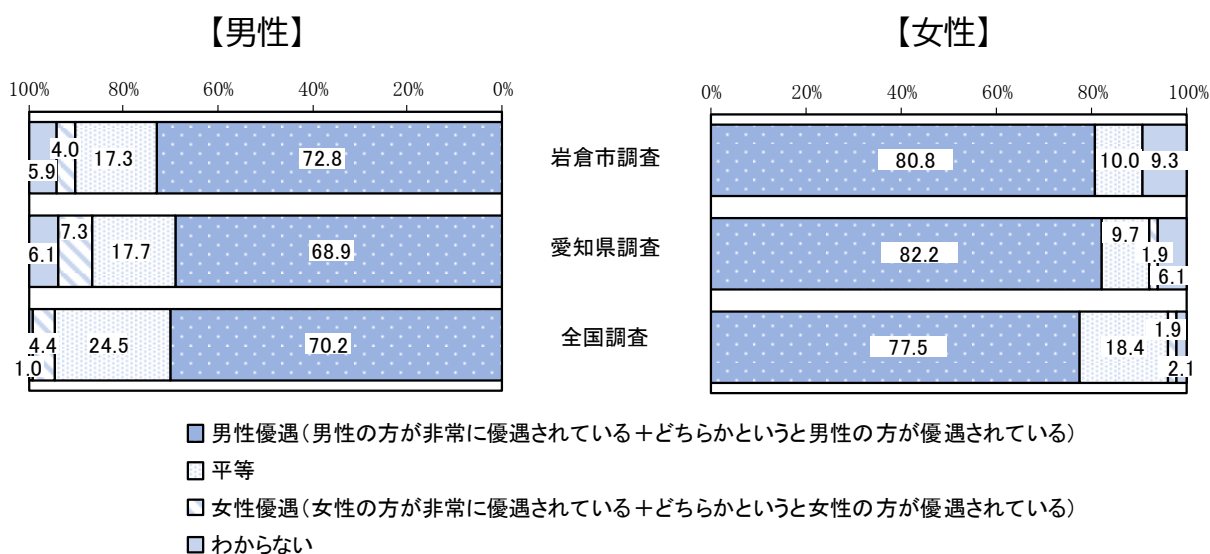
【現状と課題】

男女共同参画の視点にたった法律や制度の整備が進むとともに、女性の地位向上や男女平等に対する意識にも変化がみられ、女性の社会進出や男性の家事などへの参加も増えてきました。しかし、女性活躍の“壁”として“社会の意識”がいまだに残っており、女性活躍が声高にいわれるものの、十分な実感が得られていないというのが現実です。

市民アンケートにおいて、男女の平等感は、全体の約8割の人が“社会全体”として「男性優遇」と感じています。全国的に見ると、愛知県は、固定的性別役割分担意識の強い傾向が見られます。他市町村と同様に、本市でも共働き家庭は増加していますが、主たる稼ぎ手は男性といった役割分担意識が色濃く残っています。このようなアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）が社会生活の中で依然として存在し、大きな障壁となっています。アンコンシャス・バイアスは長い時間をかけて形成されるということもあり、幼い頃から性別に基づく固定観念を生じさせないことが重要になってきます。

男女共同参画社会の実現のためには、こうしたジェンダーアンバランスを解消し、男性も女性も互いに尊重し、男女共同参画についての正しい知識をもち、誰もがその必要性を理解し、活躍できるように、広報啓発活動を推進していく必要があります。

■社会全体としての男女の平等感



資料：市民アンケート（2020年）

【取り組むべき施策とその内容】

施策		内容	担当課
①	啓発活動の推進	・ 固定的な性別役割分担意識を是正し、男女共同参画社会の実現に向けて、啓発活動に努めます。	協働安全課
		・ 市職員に対し、男女共同参画にかかわる研修を実施します。	秘書企画課
②	学校教育を通じた男女共同参画社会への理解	<ul style="list-style-type: none"> ・ 性別にとらわれず子どもの個性や能力などを大切にした教育を推進します。 ・ 男女が将来にわたって健康状態や性差に応じた適切な自己管理ができるよう、健康教育や性教育を推進します。 ・ 教職員に対し、男女共同参画の視点に立った取組を実施できるよう、研修、啓発などに関する情報を提供します。 	学校教育課

【現状と目標値】

成果指標	現状値	目標値	
	令和元年度	令和7年度	令和12年度
男女共同参画社会形成のための啓発活動や環境づくりに満足している市民の割合 (%)	84.1(H30)	87.5	90.0
小中学校の教育活動が充実していると感じている市民の割合 (%)	81.8(H30)	85	88
学校教育の場で男女が平等であると感じる市民の意識 (%)	57.3(R 2)	60.0	65.0

(3) 男女共同参画社会に向けた市民活動への支援

【現状と課題】

本市における男女共同参画社会に向けた市民活動は、1977年（昭和52年）の公民館講座で開講された婦人学級に始まり、1980年（昭和55年）からはその受講生らによる自主企画・自主運営として様々な取組を積み重ねてきました。その後、女性サロンに名称を変更し、さらに男女共同参画セミナーとして、男性も参画し、現在も企画委員会による生涯学習講座として毎年開催しています。

また、1990年度（平成2年度）から公募ボランティアの市民と行政の協働により、岩倉女性フォーラムを開催し、その後、男女共生フォーラム、男女共同参画フォーラムと名称を変えながら、2年ごとに講演会、パネルディスカッションなどを2011年度（平成23年度）まで開催してきました。

しかし、家庭や地域において、男女共同参画社会に向けての十分な理解が進んでいるとは言えず、これからも市民が主体となって活動することを支援し、男女共同参画社会に向けた啓発活動を推進していくことが求められています。

一人ひとりが自主的・主体的に学び、ライフステージに応じた学習や趣味、ボランティア活動、地域社会への参画を通じ、自己実現できるように環境整備に努めていきます。

【取り組むべき施策とその内容】

施策		内容	担当課
①	生涯を通じた学習機会の提供	<ul style="list-style-type: none">・ライフステージに応じた様々な学習機会を提供することで、男女がともに自立して生活していけるよう、生涯学習講座の充実を図ります。・男女ともに積極的に学習に参加できるよう、託児付き講座など学習環境の整備に努めます。	生涯学習課
②	地域における市民活動への支援	<ul style="list-style-type: none">・市民と協働し、男女共同参画に関する市民活動を支援します。	協働安全課

【現状と目標値】

成果指標	現状値	目標値	
	令和 元年度	令和 7年度	令和 12年度
男女共同参画に関する講座・イベント参加者数（人）	195	300	300
市民活動に参加している市民の割合（％）	18.3(H30)	20	22



基本目標2 多様なライフスタイルに対応した就業・雇用環境を形成する（就業・雇用環境づくり）



（1）多様な働き方の普及と就業能力の形成

【現状と課題】

現在、日本は超高齢化が進み、労働人口の減少や経済の停滞が懸念される状況にあります。人生100年時代の一方で、企業は多様な人材が活躍できるように、フルタイム、残業・転勤あり、仕事一筋で定年までという男性中心の働き方を改革しつつあります。これからは教育、仕事、老後という人生の中で、その時々ライフステージに応じて、誰もが自らの意欲・能力を十分に生かし、学び方、働き方、生き方を自由に選択できるよう、雇用環境づくりや人材育成、能力開発への支援が求められます。

高等教育を受けた女性が活躍しやすい環境づくりは男女共同参画を促進する上で重要な課題です。特に女性の進出の少ない理工系分野などにおいては、女性の視点や能力を反映させるため、ジェンダーアンバランスを解消する必要があります。若い世代が自由な進路選択をすることができるように大人を含めた周囲のアンコンシャス・バイアスを払拭し、進路選択への理解を深めるための情報提供が重要となります。

女性の活躍を推進することは、社会の持続可能性の確保をはじめとする様々な課題の解決にもつながっていきます。

【取り組むべき施策とその内容】

施策		内容	担当課
①	雇用対策の充実、就業・生活支援	<ul style="list-style-type: none"> ハローワークなどの関係機関と協力し、情報提供を図るとともに、若年者や離職者などへの就職相談や就職フェアを実施します。 事業所に対して雇用奨励のための支援・優遇措置の周知を図ります。 	商工農政課
		<ul style="list-style-type: none"> 離職などにより生活に困窮する人に対して、生活の困りごとや不安を解決できるよう支援を行います。 	福祉課
②	人材育成・能力開発の支援	<ul style="list-style-type: none"> 男女ともに希望する職業や役職に就けるよう、能力開発のための様々な学習の機会や場の情報を提供します。 	商工農政課
		<ul style="list-style-type: none"> 様々な職種について知り、職業体験などを通じて、自由な進路選択、キャリアプランについての理解を深める取組を実施します。 	学校教育課

【現状と目標値】

成果指標	現状値	目標値	
	令和元年度	令和7年度	令和12年度
若者に対する就職相談や出張相談の相談数（人）	8	10	15
生活自立支援相談室における延べ相談数（件）	478	500	520

（２）男女の均等な雇用機会と待遇の確保

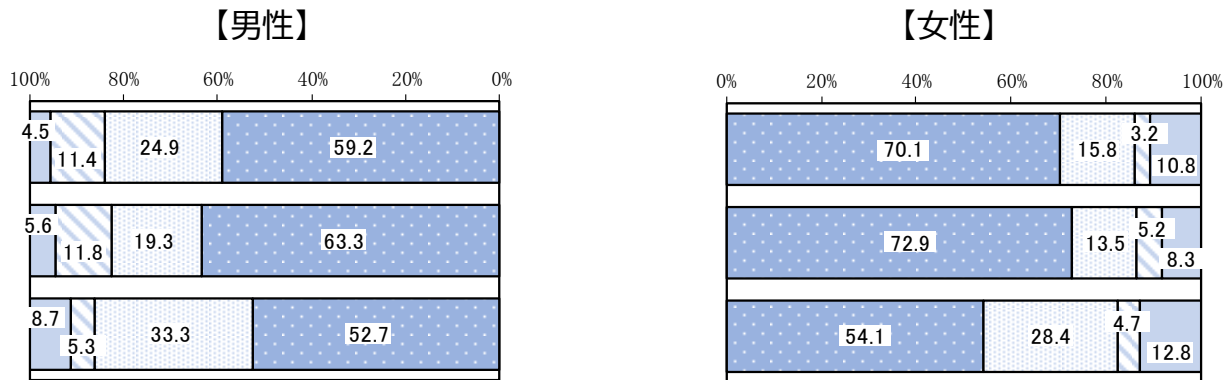
【現状と課題】

男女雇用機会均等法や労働基準法などの法令により雇用、待遇、職種などにおいて男女平等が義務付けられています。しかし、女性の就業者については、パートや派遣社員などの非正規雇用従事者が50%を超えているのが現状です。これらの就業形態は多様なニーズに応えるという利点もありますが、正規雇用労働者と非正規雇用労働者との待遇格差が男女間格差の一因になっている場合もあります。また、介護・看護・育児など、かつて女性が無償で行ってきたケアワークの現場で働く人は、女性の割合が高くなっています。こうした性別分業的な負担の抜本的な軽減が求められています。

市民アンケートでは、“職場”における男女の平等感について、「男性の方が優遇されている」と答えた人が約6割を占めています。特に女性において、その不平等感は強いといえます。

本市における女性の年齢別就業率の推移をみると、大きな変化は見られません。また、愛知県と比べると、就業率は全体的に低くなっています。このような状況を改善するためにも、育児や介護などと仕事が両立できるよう、あるいは、一旦仕事を離れた後に再就職できるような支援が求められます。

■職場における男女の平等感



- 男性優遇(男性の方が非常に優遇されている+どちらかというとな男性の方が優遇されている)
- 平等
- 女性優遇(女性の方が非常に優遇されている+どちらかというとな女性の方が優遇されている)
- わからない

資料：市民アンケート（2020年）

【取り組むべき施策とその内容】

施策		内容	担当課
①	労働環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所に対して、育児・介護休暇に関する制度などの啓発に取り組みます。 ・ 労働安全衛生といった労働条件の向上など、適正な雇用・労働環境の整備推進を啓発します。 	商工農政課
②	女性の就労環境改善に向けた普及・啓発・支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 女性の働く権利の保障と男女が平等に扱われる職場づくりに向け、男女の雇用機会の均等を図るよう事業所への啓発に取り組みます。 ・ 結婚や出産、育児などの理由で離職した女性が、再び働くことができるような支援に努めます。 	商工農政課

【現状と目標値】

成果指標	現状値	目標値	
	令和元年度	令和7年度	令和12年度
職場で男女が平等であると感じる女性の意識 (%)	15.8(R2)	30.0	40.0

(3) 仕事と家庭が両立できる環境の整備

【現状と課題】

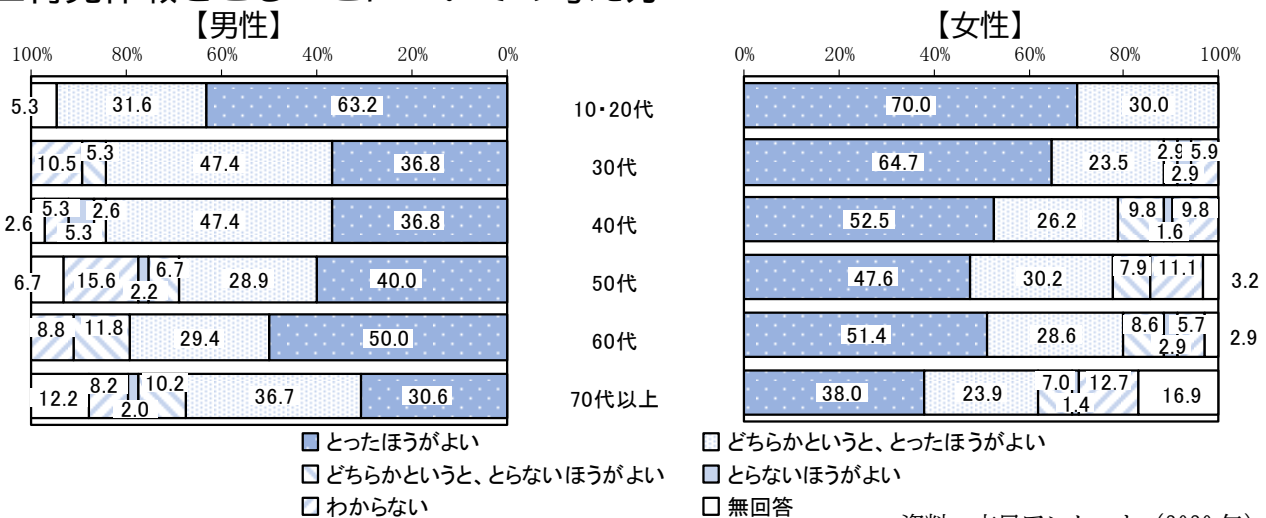
男女共同参画社会を実現していくためには、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進していかなければなりません。これまでの仕事優先の男性中心社会は女性も男性も生きにくくなる一因となっていました。男女がともに仕事と家庭、その他の活動と調和のとれた生活を送るためには、“働き方と暮らし方の変革”が求められます。

改正育児・介護休業法は2017年（平成29年）に施行されましたが、家庭に仕事を持ち込めない、職場に迷惑をかけたくないという意識により、休業ではなく、離職せざるを得ない状況になるケースも多々みられます。

また、コロナ禍にある2020年（令和2年）には、新しい生活様式が求められ、時差出勤やフレックスタイム制、テレワークや在宅勤務制度が社会的にも浸透しました。その結果、女性への家事負担の増加やシャドーワーク（見えない仕事）の存在が、浮き彫りになりました。事業所などにも働きかけを行い、多様で弾力的な働き方ができるような支援を継続し、誰もが仕事と生活の調和のとれた社会を実現することをめざす必要があります。

市民アンケートによると、50代までの年齢層では、現状において男性は「仕事優先」が38.3%、女性は「家庭生活優先」が41.2%を占めています。理想としては、男性は「仕事と家庭生活を優先」が4割、女性は「仕事と家庭生活を優先」「仕事・家庭生活・地域を優先」がそれぞれ3割程度になっています。「仕事と家庭生活優先」の理想に現実が伴っている割合は男性で19.2%、女性で13.6%です。この割合を引き上げて、現実を少しでも理想に近づけられるよう、家庭における役割分担、職場の理解と支援、地域や行政の支援や連携が必要となっています。

■ 育児休暇をとることについての考え方



■10・20代～50代までのワーク・ライフ・バランスの意識

		全体	理想の優先度								
			「仕事」を優先したい	「家庭生活」を優先したい	「地域・個人の生活」を優先したい	「仕事」と「家庭生活」をともに優先したい	「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先したい	「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先したい	「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」を両立したい	その他	わからない
上段：男性 (%) 下段：女性 (%)											
全体		100.0	3.3	20.8	4.2	40.0	3.3	7.5	20.0	0.8	-
		100.0	1.1	18.1	1.7	32.8	3.4	10.2	28.8	-	4.0
現状の優先度	「仕事」を優先している	38.3	2.5	4.5	-	16.7	2.5	1.7	10.8	-	-
		14.1	0.6	0.6	0.6	7.9	-	0.6	2.8	-	1.1
	「家庭生活」を優先している	13.3	-	8.3	-	17.0	-	2.5	0.8	-	-
		41.2	-	15.8	0.6	-	0.6	-	1.1	1.1	-
	「地域・個人の生活」を優先している	3.3	-	0.8	2.5	-	-	-	-	-	-
		3.4	-	0.6	-	0.6	-	1.1	1.1	-	-
	「仕事」と「家庭生活」をともに優先している	32.5	-	6.7	0.8	19.2	-	2.5	3.3	-	-
		24.9	-	1.1	0.6	13.6	1.1	0.6	6.8	-	1.1
	「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先している	5.0	0.8	-	0.8	0.8	0.8	-	1.7	-	-
		4.0	0.6	-	-	-	1.1	1.1	1.1	-	-
	「家庭」と「地域・個人の生活」をともに優先している	1.7	-	-	-	-	-	0.8	0.8	-	-
		2.3	-	-	-	-	-	1.1	1.1	-	-
	「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」を両立している	4.2	-	0.8	-	0.8	-	-	2.5	-	-
		7.9	-	-	-	-	0.6	0.6	6.8	-	-
	その他	1.7	-	-	-	0.8	-	-	-	0.8	-
		0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	わからない	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		2.3	-	-	-	-	0.6	-	-	-	1.7

■ は、理想に現実が伴っているものを表す。

資料：市民アンケート（2020年）

【取り組むべき施策とその内容】

施策		内容	担当課
①	ワーク・ライフ・バランスの普及や多様な働き方と暮らし方の促進	・あらゆる立場の人に、ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、啓発に取り組みます。	協働安全課 商工農政課
		・愛知県ファミリー・フレンドリー企業の普及に努めます。 ・商工会と連携し、労働時間短縮やフレックスタイム制、テレワークの導入など、多様な働き方の実施に向けた様々な情報を提供します。	商工農政課
		・市職員に対し、育児休暇や出産介助のための休暇など各種両立支援制度の利用促進を図ります。 ・男性の市職員の育児休業取得促進に向け、管理職を対象にした意識改革や職場マネジメントに関する研修を実施します。	秘書企画課
②	家庭生活・地域活動における男女共同参画の促進	・育児や介護について学習する機会を増やします。	長寿介護課 健康課 生涯学習課 子育て支援課
③	両立を支える支援の充実	・働く男女が、仕事と育児や介護などを両立できるようにするため、保育・介護サービスの充実を図ります。	長寿介護課 子育て支援課

【現状と目標値】

成果指標	現状値	目標値	
	令和元年度	令和7年度	令和12年度
愛知県ファミリー・フレンドリー企業の登録数（件）	5(R 2)	7	9
男性職員の育児休業の取得率（％）	5.6	10.0	—

基本目標3

男女がともに参画する地域社会を形成する

(地域活動環境づくり)

関連する SDGs
17 の目標



(1) 政策や方針決定の場への参画の促進

【現状と課題】

2015年（平成27年）に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に含まれる持続可能な開発目標（SDGs）では、政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画および平等なリーダーシップの機会を確保することが掲げられています。また、男女共同参画社会基本法でも、男女が社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保される社会をめざすとされています。しかし、現在、世界経済フォーラム「ジェンダーギャップ指数2021」によれば、日本は156カ国中120位、先進7カ国（G7）で最下位です。このように日本の実態は非常に後れており、こうした現状を改善していくためにも、政策や方針決定の場に女性の積極的な参画が求められます。

本市では、2016年（平成28年）に「岩倉市市民参加条例」が施行され、審議会などに多様な人材が参加できるように公募や市民委員登録を実施しています。2020年（令和2年）4月1日現在の審議会などの女性登用率は31.9%で、県下54市町村の10番目に位置しています。女性の声を市政に届ける機会を増やすため、引き続き、女性委員の登用率の向上と女性委員の含まれていない審議会などの解消に積極的に取り組んでいく必要があります。

【取り組むべき施策とその内容】

施策		内容	担当課
①	審議会などへの女性の参画の拡大	・市の審議会などへの女性委員の登用率を向上させます。また、女性が含まれていない審議会などの解消に努めます。	各課
		・多様な人材を確保するため、市民に市民委員登録制度の周知を図るとともに、各課へ情報を提供します。	協働安全課
②	女性の人材育成と能力開発	・講座や研修などを通して能力開発などの機会を提供します。 ・参画意欲のある女性や女性団体のネットワークづくりを支援し、情報交換の場を提供します。	協働安全課
③	市職員の能力の活用と職場環境の整備	・仕事と子育ての両立など、男女がともに働きやすい環境の整備を図っていきます。 ・男女ともに幅広い分野の職務を経験できるような人員配置などを行います。 ・女性職員の能力活用につながる研修の充実を図ります。	秘書企画課

【現状と目標値】

成果指標	現状値	目標値	
	令和元年度	令和7年度	令和12年度
審議会などの委員への女性登用率（％）	30.8	33.0	35.0
統括主査（グループ長）以上の女性職員の割合（％）	33.3(R2)	40.0	－

（２）地域社会への参画の促進

【現状と課題】

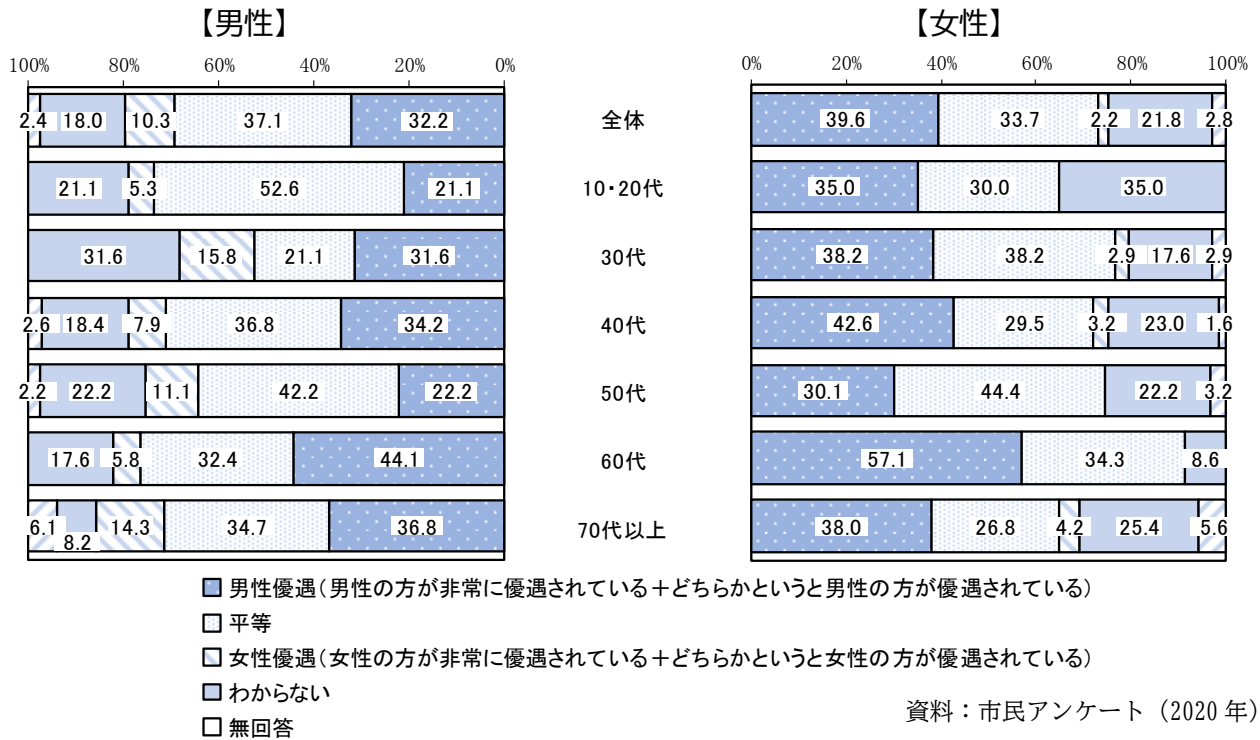
本市では、30の行政区が組織され、市との連携を通じて、地域コミュニティ形成の重要な役割を担っています。しかし、行政区の区長や役員は男性が担うことが多く、子ども会やPTAなどは女性を中心に活動しています。地域コミュニティ活動は、古くからの慣行が残り、固定的な性別役割分担意識は未だに払拭されていません。市民アンケートでも、60代の女性の6割が“地域活動の場”で「男性優遇」と回答しています。また、行政区で女性が活躍するために必要なこととして、「女性参画推進の観点から町内会等の業務の見直し」が最も高い割合を占めています。

市民活動においては、市民が自主的・自発的に参画し、行政との協働によるまちづくりに大きな力を発揮しています。2002年（平成14年）の「岩倉市市民活動支援計画」の策定に始まり、2013年（平成25年）に本市のまちづくりのルールとなる「岩倉市自治基本条例」、2016年（平成28年）に「岩倉市市民参加条例」を施行するなど、市民の公益的な活動に対しての制度を整えてきました。

市内に在住する外国籍市民は、2020年（令和2年）4月1日現在、2,690人で、人口の約5.6%を占めています。約半数はブラジル国籍ですが、技能実習生の受け入れなど出入国管理及び難民認定法（入管法）の改正により、国籍の多様化が進んでいます。文化や習慣の違いなどから、地域コミュニティでは新たな問題も発生しており、解決していくためにも、国際理解と多文化共生の推進を図っていかねばなりません。

誰もがその能力を発揮し、その地域での活動に参画できるよう、多様な主体との協働であるマルチパートナーシップによるまちづくりを推進していかなくてはなりません。

■地域における男女の平等感



【取り組むべき施策とその内容】

施策	内容	担当課
① 地域コミュニティ活動の充実・支援	<ul style="list-style-type: none"> 女性が下支えしながら男性中心に行われてきた地域事業や活動に対し、男女の対等な参画を促進し、それぞれが責任を自覚し、参画していく気運を高めます。 コミュニティ意識の醸成と地域コミュニティ組織への加入促進を支援し、コミュニティ活動へ平等に参画できるように支援します。 	協働安全課
	<ul style="list-style-type: none"> 地域コミュニティ活動の中心的役割を果たす行政区や、民生委員・児童委員協議会などの育成と活動の支援を行います。また、子ども会、婦人会、老人クラブなど、地域で活動する団体において男女がともに活発に活動できるよう支援します。 	協働安全課 福祉課 長寿介護課 生涯学習課 子育て支援課
② 市民活動・市民協働の活性化	<ul style="list-style-type: none"> 市民活動団体の活動拠点となる市民活動支援センターを運営します。 公益的な活動を行う市民活動団体へ助成金を交付するなど、団体の活動を支援します。 	協働安全課
	<ul style="list-style-type: none"> P T A や子ども会などの活動に父親も母親もともに参画し、地域活動の輪を広げていけるよう支援します。 子どもの健やかな成長を図るため、性や年齢を問わず地域ぐるみで子どもを見守り、子育てを支援する環境を整えます。 	学校教育課 生涯学習課 子育て支援課

施策		内容	担当課
③	地域における国際理解と多文化共生の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・多文化共生社会の実現に向け、国際交流協会などと協働し、外国籍市民などとの相互理解を図る学習機会の充実に努めます。 ・国際交流員による国際理解教育を実施します。 ・外国人サポート窓口を設置し、窓口での手続きのサポートや日常生活に関する情報の提供、相談など外国籍市民などの生活の支援を行います。 	協働安全課
		<ul style="list-style-type: none"> ・多文化共生社会の実現に向けて、国際理解を深める学習を実施します。 ・多様な生活習慣、文化などを体験し、視野をひろげるとともに、国際感覚を養うため、中学生海外派遣事業を実施します。 ・外国籍の児童生徒が学校生活に適応し、安心して学べる環境を確保するため、日本語ポルトガル語適応指導教室を設置し、個の能力に応じた指導を実施します。 	学校教育課

【現状と目標値】

成果指標	現状値	目標値	
	令和元年度	令和7年度	令和12年度
地域で男女が平等と感じる女性の意識 (%)	33.7(R2)	40.0	50.0
ボランティア養成講座受講者数 (人)	10	65	80
自分も社会のために役立ちたいと思う中学生の割合 (%)	75	78	80
教育活動における地域等人材の活用件数 (件)	196	200	220
[再掲] 国際交流や外国人との共生に満足している市民の割合 (%)	91.1(R2)	92.0	93.0

(3) 地域ネットワークによる地域活動環境づくり

【現状と課題】

近年、大規模な地震や豪雨などによる自然災害が頻発しています。本市では、現在、全行政区において、地域安全パトロール隊による防犯パトロールや自主防災会組織による防災活動、保健推進員による健康づくり活動など、安心して暮らしやすい地域にするため、様々な分野で市民が主体的に活動に取り組んでいます。

しかし、地域に関わる意識が希薄化し、地域活動を取り巻く環境は厳しくなっている一面もあります。性別や年齢、国籍に関わりなく、多様な人材がその能力を発揮し、互いに連携し、地域活動に参画できる環境づくりがますます重要になっています。

地域を取り巻く環境の変化やニーズが多様化、複雑化する中で、市民と行政が協働し、地域のことも自分のことと認識し、自助・共助・公助によるまちづくりを進めていく必要がますます高まっています。

【取り組むべき施策とその内容】

施策		内容	担当課
①	地域リーダーの育成	・地域の防犯・防災活動や福祉・保健活動など地域コミュニティのリーダーとなる女性の人材育成を進めます。	協働安全課 福祉課 健康課
②	地域リーダーのネットワークづくり	・地域が抱える課題などを情報交換する場を設けるなど、地域リーダーのネットワークづくりを図ります。	協働安全課
③	子どもや若者の育成支援のためのネットワークづくり	・不登校、ひきこもり、ニートなど困難を抱える子どもや若者の支援を行うとともに、ネットワークづくりに努めます。	福祉課 健康課 学校教育課 生涯学習課 子育て支援課
④	防犯・防災活動や福祉・保健活動への参画の促進	・地域の防犯・防災活動や福祉・保健活動など地域住民が主体となった公益的な活動に対する助成や支援の充実を図ります。また、男女の多様な視点や能力が、これらの活動に反映されるよう努めます。	協働安全課 福祉課 健康課 消防本部
⑤	環境活動への参画の促進	・地球温暖化の防止や生物多様性の保全などの環境に関する課題を解決するため、女性の視点や能力を地域での環境活動に生かすことができるよう支援します。	環境保全課

【現状と目標値】

成果指標	現状値	目標値	
	令和 元年度	令和 7年度	令和 12年度
地域リーダー人材育成のための研修などの受講者数（人）	71	85	100
ひとり暮らしや心身に障がいがある状態になった時の相談相手や助け合ったりする友人・知人がいる市民の割合（％）	51.8(R 2)	55.0	60.0



基本目標4 多様な世帯の安心な暮らしを形成する (家庭生活環境づくり)

関連する SDGs
17 の目標



(1) 多様なニーズに対応した子育ての支援

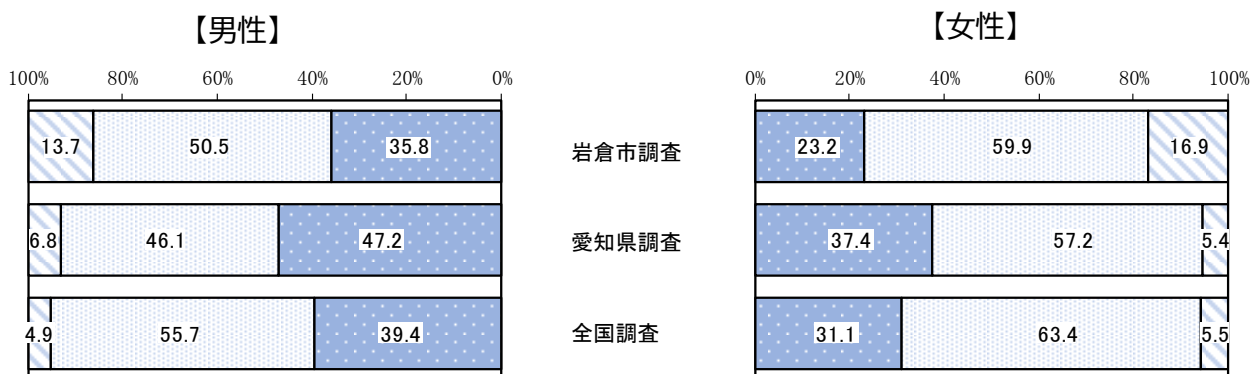
【現状と課題】

あらゆる場で女性の活躍を推進していくためには、家庭内においても固定的な性別役割分担意識にとらわれないよう、家族が互いに思いやり、暮らし方を変えていく必要があります。

市民アンケートでは、「夫が外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方に対し、反対する人の割合は、愛知県調査と比べ高くなっており、本市では家庭内の固定的役割分担に対する意識が愛知県より改善されているといえます。しかし、「育児休暇を取った方がいい」と答えた 10・20 代の男性は 6 割を超えるものの、30 代の男性になると、4 割弱に減っています。イクメンやそれを支援するイクボスという言葉が定着しつつあるものの、母親への負担は軽減しているとはいえません。また、家族形態も多様化し、コミュニティでのつながりも希薄化し、身近に妊娠や子育てについて相談できる人がおらず、孤立化する親も増えてきています。こうした不安や悩みを解決できるよう、親同士の仲間づくりや家庭訪問に加え、父親の子育てへの参加促進を図り、女性も男性も子育てを楽しめるような環境づくりと支援が求められます。

また、平成 30 年度に第 5 次総合計画策定のために実施した市民意向調査では、子育てに関する施策への要望について、「育児休業や労働時間の短縮など子育てしながら働き続ける環境の整備」が高くなっています。子育てを取り巻く環境を整え、地域社会全体で子育てを支援していく体制を整えていかなければなりません。

■ 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方



- 賛成 (賛成する+どちらかといえば賛成する)
- 反対 (反対する+どちらかといえば反対する)
- わからない

資料：市民アンケート (2020 年)

【取り組むべき施策とその内容】

施策	内容	担当課
① 母子の健康づくりの支援	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校との連携や成人式などの機会を活用して、女性の健康に喫煙や飲酒が及ぼす影響や妊娠初期の対応、親としての役割、女性特有の疾病予防などについて啓発します。 ・保健センターと子育て支援センターがさらに連携し、妊娠期から子育て期にわたる継続的・包括的な支援を充実させます。 ・子育てに関する社会資源の情報提供及び産後ケア事業など必要な産前・産後サポートの充実に努めます。 ・妊娠・出産に対する父親の理解と子育てへの参加促進のため、関係機関との連携を図り、講座の開催や情報提供を行います。 ・母親の育児不安の軽減などのために、健診時における相談支援の充実に努めます。 	健康課
② 子育て、子育て・親育ち支援	<ul style="list-style-type: none"> ・公立保育園と私立幼稚園、認定こども園などの民間保育施設との連携を進めるとともに、保育園送迎ステーションや、一時保育、病児・病後児保育、休日保育などの保育サービスの充実に努めます。 ・放課後児童健全育成事業の充実に努めます。 ・ファミリー・サポート・センターの会員拡大や、子育てサークル活動の育成及び支援を進めます。 	子育て支援課
	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援センターや生涯学習センターの子供ルームなどの子育て支援施設が連携し、地域の親子の居場所づくりを進めます。 ・保健センターや子育て支援センターなどにおいて、夫婦で参加できるセミナーや親子教室など家庭の教育力を高めるための情報交換や学習の機会拡充を図るとともに、子育て・親育ち推進事業などにより、妊娠や育児、親の役割などの情報の提供に努めます。 	健康課 生涯学習課 子育て支援課
③ 子どもを守る地域環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・各地域の児童の登下校を見守る活動を支援します。また、こども 110 番の家の増設を市民・事業者などの協力を得ながら推進するとともに、不審者情報などの発信に努めます。 ・幼児の交通安全意識を育てるため、交通安全教室を開催するとともに、児童の交通安全を地域ぐるみで見守る活動を支援します。 	協働安全課 学校教育課

【現状と目標値】

成果指標	現状値	目標値	
	令和元年度	令和7年度	令和12年度
母子保健サービスに満足している市民の割合（％）	95.0(R 2)	96	97
幼い子どもを育てる所として“良い”と思う市民の割合（％）	30.8(H30)	38	40
この地域で今後も子育てをしていきたいと思う人の割合（％）	95.2	96	97
子育て支援や相談など児童福祉に満足している市民の割合（％）	77.7(H30)	83	85
待機児童数（保育園）（人）	0	0	0
子育て支援センターの利用者数（人）	17,309	19,600	22,000
ファミリー・サポート・センター援助会員数（人）	74	80	85
子育て支援講習会参加者数（人）	527	660	780
子育て・親育ち講座受講者数（人）	2,007	3,000	3,100
児童館利用者数（放課後児童クラブを除く7館月平均）（人）	1,219	1,300	1,400
放課後児童クラブの利用定員数（人）	375	460	460

（２）高齢者の暮らしの支援

【現状と課題】

本市の2020年（令和2年）10月1日時点の65歳以上の高齢者数は12,203人、高齢化率は25.4%となっており、介護保険制度が始まった2000年（平成12年）と比べ、約2倍に増加しています。また、市内の要介護（支援）認定者の約5割の人に日常生活に支障をきたすような認知症状が見受けられます。ひとり暮らしや高齢者夫婦世帯の増加に伴い、認知症介護をはじめとした老老介護や孤立死への対策が喫緊の課題となっています。地域包括支援センターを中心とした地域包括ケアシステムを構築し、高齢になっても住み慣れた家庭や地域で安心して生活することのできる共生社会の実現をめざします。

現在、介護の担い手の状況をみると、家庭内での主な介護者もホームヘルパーなどの介護労働者も多くは女性です。今後は少子高齢化の進行や共働き世帯の増加とともに男性も介護の担い手となる状況も増えてきます。働きながら、あるいは学びながら家族を介護する人の負担を軽減できるように、また、介護によって離職せざるをえない状況にならないように、介護サービスの利用を支援するなどし、介護者も被介護者も安心して暮らせる社会の実現をめざします。

【取り組むべき施策とその内容】

施策		内容	担当課
①	高齢者が安心して生活できる環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・介護サービス提供事業所に加え、地域住民やその他の事業所など、多様な主体で介護予防や日常生活の自立を支援するために、地域の機能の強化を図ります。 ・「さくらの家」や「南部老人憩の家」などの活用、社会福祉協議会のサロン活動や認知症カフェへの支援など、地域における交流の場の充実に努めます。 ・認知症に関する啓発や講座開催などの学習機会を設けます。 ・介護の現場を担う介護人材の確保・定着のための支援に努めます。 	長寿介護課
②	高齢者を支える体制の充実と権利擁護	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケアシステムの確立に向け、地域包括支援センターの相談・支援体制を充実させるとともに、関係機関との連携強化を図ります。 ・認知症サポート医などの専門職による認知症初期集中支援チームでの支援や認知症地域支援推進員の活動促進に努めます。 ・緊急通報システム、生活支援型給食サービス事業、すこやかタクシー料金助成などの支援の充実を図ります。 ・高齢者を詐欺などの被害から守り、財産管理などを支援するため、地域包括支援センターや尾張北部権利擁護支援センターと連携し、日常生活自立支援事業や成年後見制度の周知・啓発、利用促進を図ります。 	長寿介護課

【現状と目標値】

成果指標	現状値	目標値	
	令和元年度	令和7年度	令和12年度
認知症サポーター養成講座受講者数（累計）（人）	7,798	9,000	11,000
介護保険サービスなどの高齢者福祉に満足している市民の割合（％）	68.5(H30)	69.0	70.0
市民同士の助け合いによる地域福祉活動に満足している市民の割合（％）	81.0(H30)	85.0	90.0

(3) 生涯を通じた男女の健康づくりの支援

【現状と課題】

男性も女性も生涯にわたって健康な生活を送り、互いに身体的性差を十分に理解し合い、思いやりをもって生きていくことは、男女共同参画社会の前提となるものです。特に女性には妊娠・出産の可能性があり、思春期から更年・高齢期にかけて男性とは異なる健康上の問題に直面するため、特別な配慮が必要となります。子どもを産むか産まないかなどを女性が自己決定できるように、社会全体がリプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康/権利）について十分に理解し、認識を深めることも重要となります。心身及びその健康について正確な知識や情報を入手し、主体的に行動し、健康を享受できるようにしていかなければなりません。

本市においては、2018年度（平成30年度）に体も心も健康で、いきいきと幸せになれるまちを実現するために、「健幸都市宣言」を行い、五条川健幸ロードを活用した運動事業や健幸伝道師事業などに取り組み、2020年（令和2年）には「健幸づくり条例」を制定しました。

今後、生涯にわたり男女の健康づくりをさらに推進していくためには、関係部署との連携を強化し、心身ともに自分らしくいきいきと幸せに暮らせるように施策を実施していく必要があります。

【取り組むべき施策とその内容】

施策		内容	担当課
①	性差を踏まえた健康づくり	<ul style="list-style-type: none">・性差に応じた健康づくりを支援し、その理解のための情報収集や情報提供に努めます。・女性特有の疾病として特に乳がん・子宮頸がんについては、予防・早期発見のために受診機会を設け、定期的に受診するよう促進します。	健康課
②	不妊治療対策の推進	<ul style="list-style-type: none">・子どもを産み育てたいという希望をもちながら子どもができない夫婦の不妊治療の経済的不安を軽減するために、一般不妊治療に対する支援を行います。	健康課
③	性感染症対策や性教育の推進	<ul style="list-style-type: none">・性感染症や望まない妊娠を予防するために思春期からの性教育を実施し、検査や相談を受けやすい環境づくりに努めます。	健康課 学校教育課

施策		内容	担当課
④	成人の健康づくりの支援	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の主体的な健康づくり活動を支援するため、健康に関する様々な取組や関係団体などと連携し、だれもが気軽に健康づくりに取り組める環境づくりに努めます。 ・健康づくりに関する知識や生活習慣病に関する知識の提供と健康教育に努めます。 ・がんの予防・早期発見のために、がん検診の必要性の周知や受診勧奨、受動喫煙に関する知識の普及、若い世代への予防啓発に取り組むとともに、がん検診の利便性向上に努めます。 ・こころの健康に関する知識の普及啓発を推進するとともに、過度のストレスや悩みを抱える人たちを支援するため、関係機関と連携を図り、相談体制の充実と相談内容に応じた適切な対応に努めます。 	健康課
⑤	高齢者の健康・生きがいづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の地域社会参加や生きがい活動を推進するため、生涯学習やスポーツ活動への参加機会の提供や、生涯学習センターやスポーツ施設などの利用促進を図ります。また、老人クラブの活動を支援し、高齢者の自主的な団体の育成・支援に努めます。 	長寿介護課 生涯学習課
		<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が職業経験や技能を生かし、生きがいと健康を目的として働く機会を確保するために、シルバー人材センターの運営を支援します。また、就労を希望する高齢者に対し、ハローワークなど関係機関と連携し、情報提供に努めます。 	長寿介護課 商工農政課
		<ul style="list-style-type: none"> ・いつまでも健康で元気に暮らすため、早期からの介護予防の意識啓発と介護予防事業を実施し、身体や口腔内の健康など、高齢者の総合的な健康づくりを推進します。 	長寿介護課 健康課
⑥	スポーツ活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・市民がスポーツをより身近に感じられるように、関係団体と連携して地域におけるスポーツの普及・振興を図ります。また、団体の指導者育成を支援します。 	生涯学習課
		<ul style="list-style-type: none"> ・五条川健幸ロードを活用した運動事業などを通じた運動指導の充実を図り、関係部署や事業所と連携した取組を推進します。 	健康課

【現状と目標値】

成果指標	現状値	目標値	
	令和元年度	令和7年度	令和12年度
生活習慣病予防・健康相談などの健康管理や健康づくりのための支援に満足している市民の割合（％）	85.1(H30)	87.5	90.0
子宮頸がん検診を受診している女性（20～74歳）の割合（％）	28.9	30.0	32.0
ウォーキングなど軽い運動を定期的に行っている人の割合（％）	27.6(H30)	29.0	30.0

(4) 多様な家庭への支援体制の整備

【現状と課題】

高齢化や少子化の進行、未婚や離婚による単身世帯やひとり親家庭の増加、非正規労働者の増加など、社会の変化に伴い多様な家族形態が生まれています。

ひとり親家庭では、子育てと生計の担い手を一人で担うこととなるため、経済的、精神的に負担が大きくなります。昨今、不安定な雇用状況により、母子家庭だけではなく、父子家庭にも経済的困窮がみられるようになってきました。

また、障がい者の支援に関しては、法整備が進められたことにより問題が顕在化し、本市においても相談件数は増加傾向にあります。相談内容が多岐にわたることもあり、担当部署間や関係機関などによるネットワークをより強固にしていくことが重要です。

家庭においては、子育て、障がい、介護などが複合的に発生する場合もあるため、誰もが健康で自立し、安心して暮らしていけるよう、それぞれの状況に配慮したきめ細かな支援をしていくことが重要です。



【取り組むべき施策とその内容】

施策		内容	担当課
①	ひとり親家庭への支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> 母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭に対する自立支援、職業能力の向上、求職活動に関する支援などに努めます。 自立した生活を送るための各種給付・貸付制度の周知に努めます。 	子育て支援課
②	障がい者の生活の安定と自立のための支援	<ul style="list-style-type: none"> 身体・知的・精神それぞれの障がいの相談に対応できるよう、相談支援体制の充実を図るとともに、関係団体との連携を強化し、適切な相談支援を実施します。 障がい者が安心して地域での生活を送ることができるよう、サービス提供事業者への支援や在宅福祉サービスの充実を図ります。 教育関係者、保健関係者、サービス提供事業者、障がい者関係団体などで構成する地域自立支援協議会を中心として関係者との連携を強化し、障がい者の支援に努めます。 	福祉課
		<ul style="list-style-type: none"> ハローワーク、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターと連携し、雇用の促進や就労、職業定着に関する相談支援を実施します。また、商工会などを通じて、障がい者雇用に対する理解促進に努めます。 	福祉課 商工農政課
		<ul style="list-style-type: none"> 障がい者を含むすべての人が気軽に外出できるよう、道路や歩道のバリアフリー化やユニバーサルデザインを取り入れた施設の整備を推進します。 	都市整備課 維持管理課 (施設は所管課)
③	複合的に困難な状況に置かれている家庭への相談・支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 市の各部署・民間団体などと連携し、子育て、障がい、介護、困窮などの相談・支援体制の充実を図ります。 	福祉課 長寿介護課 健康課 学校教育課 子育て支援課

【現状と目標値】

成果指標	現状値	目標値	
	令和元年度	令和7年度	令和12年度
ひとり親家庭相談件数（件）	185	200	200
生活・自立支援など障害者（児）福祉に満足している市民の割合（％）	79.3(H30)	85.0	90.0
障がい者支援に関するボランティア登録者数（人）	89	120	150
グループホームで生活している障がい者の人数（人）	35	45	55
[再掲] 生活自立支援相談室における延べ相談数（件）	478	500	520

基本目標5

あらゆる暴力の防止に取り組む（暴力のない環境づくり）

関連する SDGs
17 の目標



（1）女性・子ども・高齢者などに対する暴力の根絶

【現状と課題】

女性・子ども・高齢者などに対する暴力は、重大な人権侵害であり、決して許される行為ではありません。

近年、セクシュアルハラスメントや性暴力などの性被害の経験を告発する「#MeToo」運動がSNSを中心に話題となり、女性への暴力に関する問題の根深さが露呈され、これらの暴力の根絶を求める声が広がっています。また、支援を必要とする女性などが誰一人取り残されないことが求められます。

安心して生活できるはずの家庭内や親密な関係の中で起こるDV（配偶者などからの暴力）は周囲からの発見が難しく、潜在化、深刻化しやすいという特徴があります。若い世代においては、恋人からの暴力（デートDV）も社会的な問題となってきています。加害者・被害者がどのような間柄にあるかに関わらず、人権侵害である暴力は決して許されるものではありません。また、暴力の被害者は、その後、心身の不調から就労が困難となったり、離婚後に経済的に困窮するなど、暴力被害と生活困窮が複合的に起こる場合もあります。

配偶者からの暴力以外に、児童虐待や高齢者虐待が社会問題となっています。こうした問題を予防、早期発見、対処するためにも、あらゆる暴力を容認しない社会的環境づくりの啓発を進め、関係機関と連携し、相談・支援体制を整えます。

【取り組むべき施策とその内容】

施策		内容	担当課
①	暴力の根絶に関する啓発活動の推進	・ 重大な人権侵害である暴力は許される行為ではないという意識を、地域社会全体で共有するよう、広報・啓発活動に努めます。	福祉課 長寿介護課
②	女性や若年層に対する性暴力やDVの根絶	・ 各種窓口の周知を図ります。 ・ 相談窓口の充実を図るとともに、愛知県女性相談センターと協力して早期の保護に努めます。 ・ 関係機関と連携し、DV被害者などの状況に応じ自立に向けた継続的な支援を行います。	福祉課
		・ 人権教育や道徳教育の中で、言葉を含めた暴力を許さない意識の醸成を図ります。	学校教育課
③	児童虐待の防止・早期発見	・ 児童虐待の通報窓口の周知を図ります。 ・ 母子保健事業や赤ちゃん訪問事業の実施により、養育支援を必要とする家庭の把握に努めます。 ・ 民生委員児童委員など地域と協力して、早期発見に向けた体制の強化を図ります。	福祉課 健康課 学校教育課
④	高齢者虐待の防止・早期発見	・ 高齢者虐待相談窓口などの周知を図ります。 ・ 高齢者虐待を防止するため、虐待に関する知識の普及啓発を行うとともに、ケアマネジャーや地域包括支援センターなど関係機関と連携しながら早期発見、早期対応に努めます。	長寿介護課
⑤	多様な被害者への各種相談窓口や適切な支援の充実	・ 関係機関と連携し、相談・支援体制を整えます。	福祉課 長寿介護課 健康課

【現状と目標値】

成果指標	現状値	目標値	
	令和元年度	令和7年度	令和12年度
DV（ドメスティックバイオレンス）の内容まで知っている市民の割合（％）	82.7(R2)	85.0	87.0
配偶者や交際相手からの暴力について相談できる窓口を知っている市民の割合（％）	49.2(R2)	55.0	60.0

(2) あらゆるハラスメント防止の啓発

【現状と課題】

ハラスメントとは様々な場面での嫌がらせやいじめのことで、個人の尊厳と人格を不当に侵害する絶対に行ってはならない行為です。

セクシュアルハラスメントやパワーハラスメント、モラルハラスメント、マタニティハラスメント、パタニティハラスメントなど、職場における各種ハラスメントの防止に向けて、事業所などにハラスメントに対する意識喚起を含め、働きやすい環境をつくるよう働きかけをしていきます。

【取り組むべき施策とその内容】

施策		内容	担当課
①	職場におけるハラスメント防止の啓発	・市職員に対し、あらゆるハラスメントの防止の啓発に取り組みます。	秘書企画課
		・関係機関と連携し、雇用の場におけるあらゆるハラスメントの防止対策として、事業者への啓発に取り組みます。	商工農政課
②	教育の場におけるハラスメント防止の啓発	・学校におけるあらゆるハラスメントの未然防止に努めるとともに、情報収集と相談窓口の紹介に努めます。	学校教育課

【現状と目標値】

成果指標	現状値	目標値	
	令和元年度	令和7年度	令和12年度
[再掲] ハラスメントに関する研修の実施数（回）	0	1	1

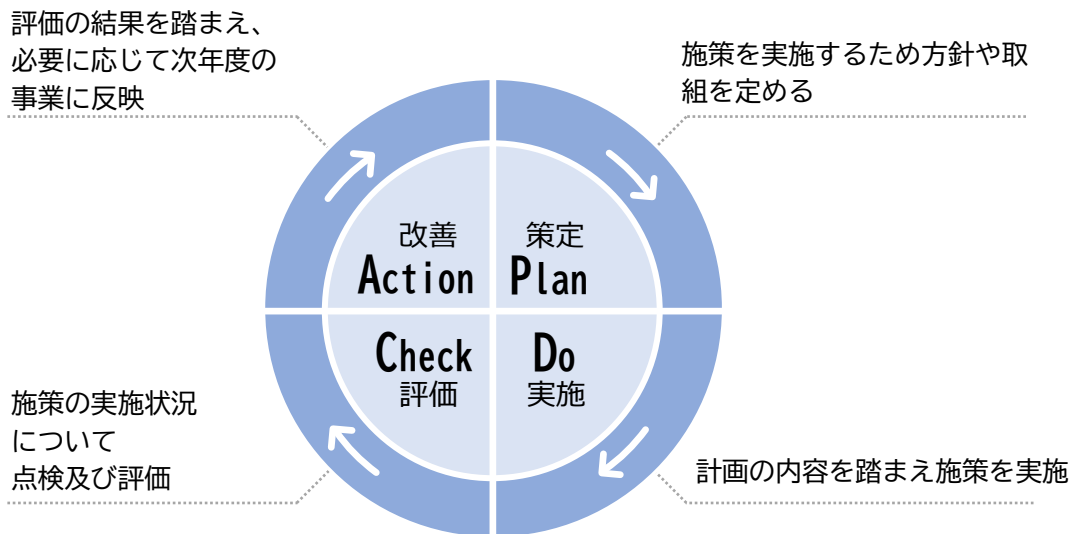
4 計画の推進にあたって

本計画を効果的かつ実効性のあるものとするため、計画の進捗状況を定期的に確認し、計画の進行管理を行います。また、国や県などの関係機関と連携を図り、各機関の取組状況の把握に努めます。

施策の効果などの検証・評価にあたっては、PDCAサイクルの考えに基づき、「岩倉市男女共同参画基本計画推進委員会」での審議のほか、関連計画などを策定している庁内関係部署の職員で構成される「岩倉市男女共同参画行政推進会議」を運営し、実施方法などの見直しを行います。評価結果については、庁内で共有し、次年度以降の施策の推進へ生かします。

今後引き続き、市政全般に男女共同参画の視点が組み入れられるよう、施策の総合的な調整を行い、男女共同参画社会の実現に向けた本市の計画的な取組を進めます。

PDCAサイクルのイメージ





資料編

1 用語解説

【あ行】

愛知県ファミリー・フレンドリー企業

仕事と育児・介護とを両立させることができる様々な制度を持ち、多様で、かつ柔軟な働き方を労働者が選択できるような企業で、一定の要件を備えた企業を奨励・支援する愛知県の制度。

赤ちゃん訪問事業

地域の中で安心して子育てができ、子どもたちが健やかに成長できるよう支援するため、生後4か月までの乳児のいる家庭を全戸訪問する事業。

アンコンシャス・バイアス

育つ環境や所属する集団のなかで知らず知らずのうちに脳にきざみこまれ、潜在的に持っているバイアス（先入観、思い込み、決めつけ）のこと。

イクボス

男性の従業員や部下の育児参加に理解のある経営者や上司のこと。

【か行】

キャリアプラン

自身の職業生活における目標や働き方などを定め、その実現のために計画を立てること。

固定的性別役割分担

男女を問わず個人の能力などによって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、性別を理由として、役割を固定的に分けること。

こども110番の家

子どもが誘拐や暴力、痴漢などの被害に遭った、または遭いそうになったと助けを求めてきた時、その子どもを保護するとともに、警察、学校、家庭などへ連絡するなどして、地域ぐるみで子どもたちの安全を守っていくボランティア。

【さ行】

ジェンダー

社会的・文化的に作り上げられた性別のこと。男性ないし女性にとってふさわしいと考えられている役割・思考・行動・表象全般を指す。

ジェンダーギャップ指数

スイスの非営利団体「世界経済フォーラム」が独自に算定したもので、4分野のデータ（①経済分野、②教育分野、③保健分野、④政治分野）から構成され、男女格差を測る指数。

持続可能な開発目標（SDGs）

2015年（平成27年）9月に国連サミットで「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、その中に記載されている2030年（令和12年）までの国際目標。持続可能な世界を実現するための環境、エネルギー、教育、ジェンダーなどの合計17の目標（ゴール）と169のターゲットから構成され、「地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っている。

シャドーワーク

家事、育児、介護、地域活動など賃金や報酬が支払われない無償労働や活動のこと。

女性活躍推進法

女性が、職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため制定された法律。女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業選択に資する情報の公表が事業主（国や地方公共団体、常時雇用される労働者の数が301人以上の民間企業など）に義務付けられている。

成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な人に対して、裁判所の裁定に基づき、成年後見人が契約や財産管理などの法律行為全般を行い、社会制度の中で不利益を被らないように支援する制度。

性の多様性

レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（心と体の性の不一致がある者）、インターセックス（身体上の性別が不明瞭の者）など、生物学的性だけでなく性の自己意識や性的指向による様々な性が存在していることの表現のひとつ。

【た行】

地域包括支援センター

介護保険法第115条の46第1項に基づき、被保険者を対象とした包括的支援事業を実施し、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するための拠点。

地域包括ケアシステム

高齢者が住み慣れた地域でその有する能力を最大限に発揮し、自立した生活を送ることができるまちとするために、保健・医療・福祉・介護・住まいを、多職種の連携と住民同士の支え合いにより包括的に確保するための体制。

デートDV

交際中の若いカップル間に起こる暴力のこと。身体的暴力だけではなく、精神的暴力や経済的暴力、性的暴力などデートDVにはいろいろな形がある。

【な行】

日常生活自立支援事業

高齢や障がいにより自分ひとりで判断をすることに不安のある人を対象として、「福祉サービスを利用する手伝い」「生活のためのお金の出し入れ」「重要な書類の預かり」などを行い、地域で安心して自立した生活を送ることができるよう支援する事業。

【は行】

パタニティハラスメント

男性労働者の育児休業の取得や、育児のための短時間勤務制度の利用を、会社や上司が妨げる行為。

パワーハラスメント

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えるまたは職場環境を悪化させる行為。

ファミリー・サポート・センター

地域において育児の援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、育児について助け合う会員組織。

保健推進員

地域で健康づくりの担い手として、また、保健センターと地域とのパイプ役として活動するボランティア。

【ま行】

マタニティハラスメント

妊娠・出産に伴う労働制限・就職制限・産前産後休業・育児休業によって業務上支障をきたすという理由で、精神的・肉体的な嫌がらせを行う行為。

マルチパートナーシップ

市民と行政との協働だけではなく、市民同士の協働や地縁的な組織とNPOなどの志縁的な組織との協働に加えて、民間事業者と行政との協働、民間事業者と市民の協働といった多様な主体が役割を分かち合いながら協働すること。

モラルハラスメント

言葉や態度などによって行われる精神的な暴力、嫌がらせを行う行為。

【ら行】

ライフステージ

年齢に伴って変化する生活段階のこと。人生の節目によって生活スタイルが変わることや、これに着目した考え方を指す。

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

リプロダクティブ・ヘルスとは、人間の生殖システムおよびその機能と活動過程のすべての側面において、単に疾病、障がいがないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す。リプロダクティブ・ライツとは、性に関する健康を享受する権利。

【わ行】

ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」と訳され、一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることを指す。

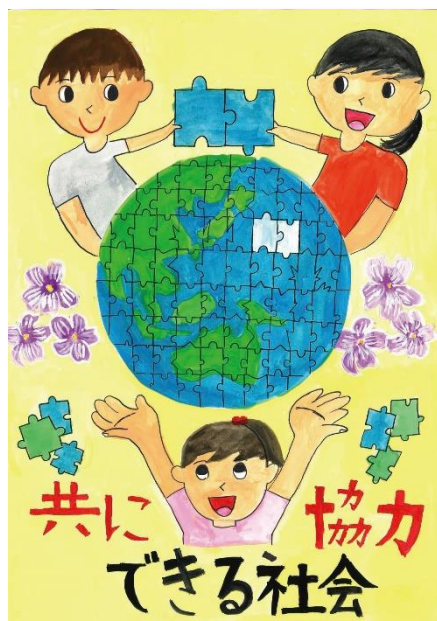
【英字】

DV（ドメスティックバイオレンス）

同居関係にある配偶者や内縁関係の間で起こる家庭内暴力のこと。近年ではDVの概念は婚姻の有無を問わず、元夫婦や恋人など近親者間に起こる暴力全般を指す場合もある。

LGBT

女性同性愛者（レズビアン）、男性同性愛者（ゲイ）、両性愛者（バイセクシャル）、心と体の性の不一致（トランスジェンダー）の頭文字からなる言葉で、性的少数者の総称のひとつ。



2 成果指標一覧表

基本目標	施策の方向性	成果指標	現状値	目標値	
			令和元年度	令和7年度	令和12年度
1	(1)	子ども条例を知っている市民の割合 (%)	21.7(R2)	30	35
		人権啓発研修会の参加者数 (人)	54	60	70
		ハラスメントに関する研修の実施数 (回)	0	1	1
		国際交流や外国人との共生に満足している市民の割合 (%)	91.1(R2)	92.0	93.0
		「LGBT」という用語の認知度 (%)	69.2	75.0	80.0
	(2)	男女共同参画社会形成のための啓発活動や環境づくりに満足している市民の割合 (%)	84.1(H30)	87.5	90.0
		小中学校の教育活動が充実していると感じている市民の割合 (%)	81.8(H30)	85	88
		学校教育の場で男女が平等であると感じる市民の意識 (%)	57.3(R2)	60.0	65.0
	(3)	男女共同参画に関する講座・イベント参加者数 (人)	195	300	300
		市民活動に参加している市民の割合 (%)	18.3(H30)	20	22
2	(1)	若者に対する就職相談や出張相談の相談数 (人)	8	10	15
		生活自立支援相談室における延べ相談数 (件)	478	500	520
	(2)	職場で男女が平等であると感じる女性の意識 (%)	15.8(R2)	30.0	40.0
	(3)	愛知県ファミリー・フレンドリー企業の登録数 (件)	5(R2)	7	9
		男性職員の育児休業の取得率 (%)	5.6	10.0	—
3	(1)	審議会などの委員への女性登用率 (%)	30.8	33.0	35.0
		統括主査(グループ長)以上の女性職員の割合 (%)	33.3(R2)	40.0	—
	(2)	地域で男女が平等と感じる女性の意識 (%)	33.7(R2)	40.0	50.0
		ボランティア養成講座受講者数 (人)	10	65	80
		自分も社会のために役立ちたいと思う中学生の割合 (%)	75	78	80
		教育活動における地域等人材の活用件数 (件)	196	200	220
		[再掲] 国際交流や外国人との共生に満足している市民の割合 (%)	91.1(R2)	92.0	93.0
	(3)	地域リーダー人材育成のための研修などの受講者数 (人)	71	85	100
		ひとり暮らしや心身に障がいがある状態になった時の相談相手や助け合ったりする友人・知人がいる市民の割合 (%)	51.8(R2)	55.0	60.0

基本 目標	施策の 方向性	成果指標	現状値	目標値	
			令和 元年度	令和 7年度	令和 12年度
4	(1)	母子保健サービスに満足している市民の割合 (%)	95.0(R2)	96	97
		幼い子どもを育てる所として“良い”と思う市民の割合 (%)	30.8(H30)	38	40
		この地域で今後も子育てをしていきたいと思う人の割合 (%)	95.2	96	97
		子育て支援や相談など児童福祉に満足している市民の割合 (%)	77.7(H30)	83	85
		待機児童数(保育園)(人)	0	0	0
		子育て支援センターの利用者数(人)	17,309	19,600	22,000
		ファミリー・サポート・センター援助会員数(人)	74	80	85
		子育て支援講習会参加者数(人)	527	660	780
		子育て・親育ち講座受講者数(人)	2,007	3,000	3,100
		児童館利用者数(放課後児童クラブを除く7館月平均)(人)	1,219	1,300	1,400
		放課後児童クラブの利用定員数(人)	375	460	460
	(2)	認知症サポーター養成講座受講者数(累計)(人)	7,798	9,000	11,000
		介護保険サービスなどの高齢者福祉に満足している市民の割合 (%)	68.5(H30)	69.0	70.0
		市民同士の助け合いによる地域福祉活動に満足している市民の割合 (%)	81.0(H30)	85.0	90.0
	(3)	生活習慣病予防・健康相談などの健康管理や健康づくりのための支援に満足している市民の割合 (%)	85.1(H30)	87.5	90.0
		子宮頸がん検診を受診している女性(20~74歳)の割合 (%)	28.9	30.0	32.0
		ウォーキングなど軽い運動を定期的に行っている人の割合 (%)	27.6(H30)	29.0	30.0
	(4)	ひとり親家庭相談件数(件)	185	200	200
		生活・自立支援など障害者(児)福祉に満足している市民の割合 (%)	79.3(H30)	85.0	90.0
		障がい者支援に関するボランティア登録者数(人)	89	120	150
		グループホームで生活している障がい者の人数(人)	35	45	55
		〔再掲〕生活自立支援相談室における延べ相談数(件)	478	500	520
	5	(1)	DV(ドメスティックバイオレンス)の内容まで知っている市民の割合 (%)	82.7(R2)	85.0
配偶者や交際相手からの暴力について相談できる窓口を知っている市民の割合 (%)			49.2(R2)	55.0	60.0
(2)		〔再掲〕ハラスメントに関する研修の実施数(回)	0	1	1

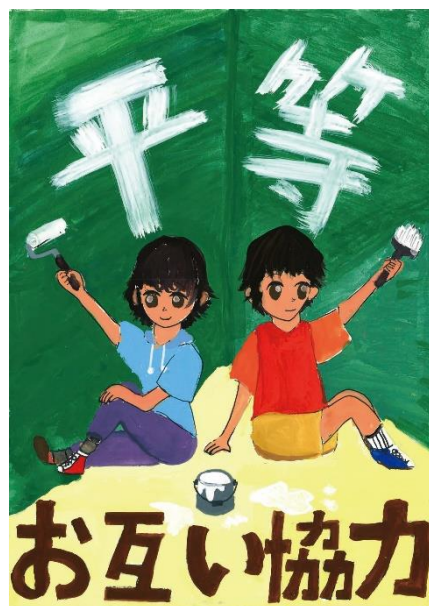
3 男女共同参画を取り巻く社会の状況

年	世界	国	愛知県	岩倉市
1946年 (昭和21年)	・国連総会、婦人の地位委員会設置を決定			
1947年 (昭和22年)		・「教育基本法」施行 (男女共学実現)		
1948年 (昭和23年)	・国連総会「世界人権宣言」採択	・「民法」一部改正(家制度廃止)		
1972年 (昭和47年)	・国連総会、1975年を国際婦人年と決定	・「勤労婦人福祉法」施行		
1975年 (昭和50年)	・国際婦人年世界会議(メキシコシティ)「世界行動計画」採択	・婦人問題企画推進本部設置		
1976年 (昭和51年)		・「育児休業法」施行 ・「民法」一部改正	・総務部青少年婦人室設置 ・婦人問題懇話会設置	
1977年 (昭和52年)		・「国内行動計画」策定		・公民館講座で婦人学級などを始める
1978年 (昭和53年)			・愛知県地方計画・推進計画'78～'80に婦人の項目を設ける	
1979年 (昭和54年)	・「国連婦人の十年」エスカップ地域政府間準備会議(ニューデリー) ・国連総会「女子差別撤廃条約」採択			・「岩倉市婦人のつどい」開催
1980年 (昭和55年)	・「国連婦人の十年」中間年世界会議(コペンハーゲン)「後半期行動プログラム」採択 ・女子差別撤廃条約署名式			
1981年 (昭和56年)	・「女子差別撤廃条約」発効	・「民法」一部改正		
1983年 (昭和58年)		・婦人少年問題審議会 婦人労働部会「男女雇用均等法審議」中間報告		
1984年 (昭和59年)	・「国連婦人の十年」エスカップ地域政府間準備会議(東京)			
1985年 (昭和60年)	・「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	・「国籍法」、「戸籍法」一部改正 ・「女子差別撤廃条約」批准	・「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議NGOフォーラム参加	
1986年 (昭和61年)		・「男女雇用機会均等法」施行 ・「国民年金法」一部改正		
1987年 (昭和62年)				・広報で「婦人の提言」連載始まる

年	世界	国	愛知県	岩倉市
1988年 (昭和63年)				・健康、高齢化、まちづくり、社会教育、消費生活の5部会で構成された「市長と婦人との懇談会」開催
1989年 (平成元年)		・「学習指導要領」改訂 (高等学校の家庭科の男女必修など)	・「あいち女性プラン」策定	・「女性の生活実態と意識に関する調査結果報告書」発刊 ・「生涯学習フォーラム」開催
1990年 (平成2年)	・国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択			
1991年 (平成3年)				・「岩倉女性フォーラム」開催
1992年 (平成4年)		・「育児休業法」施行		・婦人学級を女性サロンに改称
1993年 (平成5年)	・世界人権会議「ウィーン宣言及び行動計画」採択 ・国連総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択			・岩倉市女性問題懇話会設置
1994年 (平成6年)		・男女共同参画室設置 ・男女共同参画審議会設置 ・男女共同参画推進本部設置		
1995年 (平成7年)	・第4回世界女性会議(北京)「北京宣言及び行動綱領」採択	・「育児休業法」一部改正		・「岩倉市女性行政施策への提言書」発刊
1996年 (平成8年)		・「男女共同参画2000年プラン」策定		・岩倉市女性行政市内連絡調整会議設置
1997年 (平成9年)			・「あいち男女共同参画2000年プラン」策定	
1998年 (平成10年)				・「いわくら女性プラン21」策定 ・岩倉市女性行政推進会議設置
1999年 (平成11年)		・「男女共同参画社会基本法」施行 ・「男女雇用機会均等法」一部改正 ・「労働基準法」一部改正 ・「育児・介護休業法」施行		・岩倉女性フォーラムを男女共生フォーラムに改称
2000年 (平成12年)	・国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク)	・「男女共同参画基本計画」策定 ・「介護保険法」施行 ・「ストーカー規制法」施行		・女性サロンを男女共同参画セミナーに改称 ・男女共生フォーラムを男女共同参画フォーラムに改称

年	世界	国	愛知県	岩倉市
2001年 (平成13年)		・「DV防止法」施行 ・「仕事と子育ての両立支援策の方針について」閣議決定	・「あいち男女共同参画プラン21」策定	
2002年 (平成14年)			・「愛知県男女共同参画推進条例」制定	・岩倉市女性行政推進会議を岩倉市男女共同参画行政推進会議に改称
2003年 (平成15年)		・「少子化社会対策基本法」施行 ・「次世代育成支援対策推進法」施行		
2004年 (平成16年)		・「DV防止法」一部改正		
2005年 (平成17年)	・第49回国連婦人の地位委員会（「北京+10」閣僚級会議）（ニューヨーク）	・「育児・介護休業法」一部改正 ・「男女共同参画基本計画（第2次）」策定	・「あいち子育て・子育て応援プラン」策定 ・「愛知県配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」策定	
2006年 (平成18年)		・「女性の再チャレンジ支援プラン」改定 ・「男女雇用機会均等法」一部改正	・「あいち男女共同参画プラン21（改訂版）」策定	
2007年 (平成19年)		・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」策定		
2008年 (平成20年)		・「DV防止法」一部改正 ・「女性の参加加速プログラム」策定	・「愛知県配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画（2次）」策定	
2010年 (平成22年)	・第54回国連婦人の地位委員会（「北京+15」記念会合）（ニューヨーク）	・「第3次男女共同参画基本計画」策定		
2011年 (平成23年)	・UN Women（ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関）発足		・「あいち男女共同参画プラン2011-2015」策定	・「岩倉市男女共同参画基本計画2011-2020」策定
2012年 (平成24年)	・第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」採択		・「あいち仕事と生活の調和行动計画」策定	
2013年 (平成25年)		・「DV防止法」一部改正	・「愛知県配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画（3次）」策定	
2015年 (平成27年)	・第59回国連婦人の委員会（「北京+20」記念会合）（ニューヨーク） ・国連サミット「持続可能な開発のための2030アジェンダ（SDGs）」採択	・「女性活躍推進法」施行 ・「第4次男女共同参画基本計画」策定	・「あいち はぐみんプラン2015-2019」策定	

年	世 界	国	愛 知 県	岩 倉 市
2016 年 (平成 28 年)			<ul style="list-style-type: none"> ・「あいち男女共同参画プラン 2020」策定 ・「あいち仕事と生活の調和行动計画 2016-2020」策定 	
2017 年 (平成 29 年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「育児・介護休業法」一部改正 ・「働き方改革実行計画」策定 ・「SDGs アクションプラン 2018」策定 		<ul style="list-style-type: none"> ・「岩倉市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」策定 ・「岩倉市男女共同参画基本計画改訂版 2017-2020」策定
2018 年 (平成 30 年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「働き方改革関連法」成立 ・「候補者男女均等法」施行 ・「人づくり革命 基本構想」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「愛知県配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画（4次）」策定 	
2019 年 (平成 31 年/ 令和元年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「女性活躍推進法」一部改正 		
2020 年 (令和 2 年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「第 5 次男女共同参画基本計画」策定 		
2021 年 (令和 3 年)			<ul style="list-style-type: none"> ・「あいち男女共同参画プラン 2025」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「岩倉市男女共同参画基本計画 2021-2030」策定



4 計画策定の経緯

実施年月日	内容
2020年（令和2年） 6月17日	令和2年度岩倉市男女共同参画行政推進会議 ・岩倉市男女共同参画基本計画改訂版の進捗状況調査について ・岩倉市男女共同参画基本計画 2021-2030 策定に係るアンケートについて
2020年（令和2年） 7月13日	令和2年度第1回岩倉市男女共同参画基本計画推進委員会 ・岩倉市男女共同参画基本計画改訂版の進捗状況の評価について ・岩倉市男女共同参画基本計画 2021-2030 策定に係るアンケートについて
2020年（令和2年） 8月13日～9月4日	岩倉市男女共同参画に関する市民意識調査（アンケート）
2020年（令和2年） 10月6日	令和2年度第2回岩倉市男女共同参画基本計画推進委員会 ・岩倉市男女共同参画基本計画 2021-2030 策定に係るアンケート結果（速報）報告 ・岩倉市男女共同参画基本計画 2021-2030 骨子案について
2020年（令和2年） 11月6日	令和2年度第3回岩倉市男女共同参画基本計画推進委員会 ・岩倉市男女共同参画基本計画 2021-2030 策定に係るアンケート結果報告 ・岩倉市男女共同参画基本計画 2021-2030 素案について
2020年（令和2年） 11月24日	令和2年度第4回岩倉市男女共同参画基本計画推進委員会 ・岩倉市男女共同参画基本計画 2021-2030 素案について
2020年（令和2年） 12月4日	令和2年度第5回岩倉市男女共同参画基本計画推進委員会 ・岩倉市男女共同参画基本計画 2021-2030 素案について
2020年（令和2年） 12月22日	令和2年度第6回岩倉市男女共同参画基本計画推進委員会 ・岩倉市男女共同参画基本計画 2021-2030 パブリックコメント（案）について
2021年（令和3年） 2月1日～3月3日	パブリックコメント手続き
2021年（令和3年） 3月19日	令和2年度第7回岩倉市男女共同参画基本計画推進委員会 ・岩倉市男女共同参画基本計画 2021-2030 策定に係るパブリックコメント手続きの結果報告 ・岩倉市男女共同参画基本計画 2021-2030 について

5 岩倉市男女共同参画基本計画推進委員会委員名簿

(敬省略)

	氏名	所属など	区分	備考
1	日置 雅子	愛知県立大学名誉教授	識見を有する者	委員長
2	杉浦 まゆみ	岩倉市国際交流協会	各種団体の代表者	副委員長
3	千村 晶子	岩倉市男女共同参画セミナー 企画委員会		
4	村平 進	岩倉市男女共同参画セミナー 企画委員会		
5	関戸 誠	岩倉市子ども会連絡協議会		
6	水越 貴之	岩倉市小中学校PTA連合会		
7	小笠原 三代子	岩倉市婦人会（～2020.9）		
8	寺澤 陽子	岩倉市婦人会（2020.10～）		
9	山田 育代	岩倉市民生委員・児童委員協議会		
10	濱田 新平	市民委員登録制度		市民の代表者
11	小川 江梨香	市民委員登録制度		
12	伊藤 新治	秘書企画課長	市職員	
13	富 邦也	福祉課長		
14	原 咲子	健康課長		
15	神山 秀行	商工農政課長		
16	石川 文子	学校教育課長		

岩倉市男女共同参画基本計画 2021-2030

発行 令和3年3月

企画・編集 岩倉市総務部協働安全課

〒482-8686 岩倉市栄町一丁目 66 番地

電話 0587-66-1111(代表)／0587-38-5803(直通)

FAX 0587-66-6380

